

“みらい” げんきっこプラン

つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画

(案)

つくばみらい市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 子育てをめぐる動向	2
1 合計特殊出生率の低下	2
2 未婚・晩婚化	2
3 若い世代などの所得の伸び悩み	2
4 就労形態などによる家族形成状況の違い	2
5 依然として厳しい女性の就労継続	3
6 子育て世代の男性の長時間労働	3
7 これまでの少子化対策の取り組み	3
第3節 新たな子ども・子育て支援制度	5
1 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設	5
2 認定こども園制度の改善	5
3 地域の子ども・子育て支援の充実	6
4 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定	6
5 施設・事業等の利用手続きと市の役割	6
6 社会保障制度改革国民会議	6
7 少子化危機突破タスクフォース	7
8 改正次世代育成支援対策推進法の公布	7
第4節 子ども・子育て支援事業計画の策定	8
1 計画策定の趣旨	8
2 計画策定の目的・定義	8
3 子ども・子育て会議の設置	8
4 他計画との調和	9
5 計画の期間	10
第2章 子育てをめぐる現況	11
1 人口動態と子どもの世帯	11
2 少子化の動向	16
3 保育・教育環境の状況	24
4 アンケート調査にみる子育ての状況	26
5 「つくばみらい市 次世代育成支援地域行動計画 後期計画」 の分析・評価	33

第3章 将来の児童数.....	34
1 つくばみらい市の人口推計.....	34
第4章 目指す子育て支援の方向.....	36
1 つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の基本理念.....	36
2 計画の基本的な視点.....	37
3 計画の基本目標.....	38
4 計画の基本施策.....	39
5 施策の体系.....	41
第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開.....	42
基本目標Ⅰ 新しい時代の教育・保育サービスの提供.....	42
1 施設型給付体制への転換.....	43
2 地域型保育給付事業.....	43
基本目標Ⅱ 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり.....	45
1 地域の子育て支援事業の充実.....	47
2 交流・ネットワークの強化.....	50
3 子育てをめぐる学びの場の確保.....	52
基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり.....	56
1 親と子どもの健康づくりの推進.....	59
2 食育の推進.....	64
3 障がい児やひとり親家庭等への支援.....	66
4 子どもや保護者に配慮した公共施設等の整備.....	69
5 安全・安心のまちづくり.....	70
6 子育て家庭への経済的支援.....	72
基本目標Ⅳ 地域と生活と職場の調和された環境づくり.....	74
1 仕事と子育ての両立の推進.....	75
2 父親・母親の特性を活かした子育てへの参加.....	76
第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制.....	77
1 量の見込みの算出について.....	77
2 家庭類型の定義について.....	78
3 教育・保育認定について.....	79
4 教育・保育施設について.....	79
5 教育・保育提供区域の設定.....	80
6 全国共通で「量の見込み」を算出する事業について.....	81

7	施設型給付・地域型保育給付の量の見込みと確保策.....	81
8	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策.....	83
第7章	計画の推進体制.....	91
1	推進体制の整備.....	91
2	市民との協働.....	91
3	子ども・子育て会議.....	92

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国においては、平成24年8月22日に、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を公布し、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を充て、新たな子ども・子育て支援制度を、平成27年度から本格的に施行する予定としており、本市においてもこの法律に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本市においては、平成20年3月には「つくばみらい市総合計画」を策定し、市政の発展に取り組んでおりましたが、時代の潮流、社会情勢の変化や財政状況等を総合的に勘案した結果、平成24年3月「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定し『“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて』を施策目標に掲げ、実現性と実効性のある事業展開を行っているところです。

また、保健福祉部門においては、「やさしさとやすらぎがあふれるまち」を目指して事業を進めています。児童や子ども・子育てに関しては、旧伊奈町・旧谷和原村において「次世代育成支援地域行動計画」前期計画を、その後、平成22年3月に「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）平成22～26年度」（以下「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」という。）を策定して子育て環境の整備・改善に取り組んできたところです。

こうしたなかで、本市においては、みらい平地区を中心に人口の増加が進んでおり、さらに今後の増加が予想されています。教育・保育を中心に子育てにかかわる各種事業に対する要望がますます高まりつつあります。また、晩婚化や少子化が進んでいるほか、子育て家庭の孤立化、経済的な問題など子育てをめぐる環境の変化もみられ、新たな対応が求められてきています。

本市では、「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」の終了を迎えた今、現在の子どもや子育てをめぐる状況を踏まえ、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、次世代育成支援地域行動計画後期計画の内容の評価を行いつつ、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、「子ども・子育て会議」をはじめ、市民、地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力を得ながら、新たな子育て支援に向けた計画を策定しました。

第2節 子育てをめぐる動向

わが国は、近年少子・高齢化が進み、経済・地域社会などに与える大きな影響が懸念されています。このうち少子化について、平成25年度版少子化社会対策白書では、次のような要因が指摘されています。

1 合計特殊出生率の低下

一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率（人口動態統計）が長期にわたり低い水準となっています。全国的には1975年に2.0を下回り、1990（平成2）年には1.57を記録しました。この「1.57ショック」は、当時のエンゼルプラン策定の契機となりました。さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

最近では微増傾向となり、平成25年は1.43にまで回復していますが、依然として低い水準にとどまっています。

2 未婚・晩婚化

平成22年の「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇しています。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっています。さらに生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は2.60%（昭和55年）から20.14%（平成22年）、女性は4.45%（昭和55年）から10.61%（平成22年）へと大きく上昇しています。

3 若い世代などの所得の伸び悩み

20代、30代といった子育て世代の所得分布を総務省統計局「就業構造基本調査」からみると、20代では、平成9年には年収が300万円台の雇用者の割合が最も多かったのですが、平成19年には200万円台前半の雇用者が最も多くなっています。また、30代では、平成9年には年収が500～699万円の雇用者の割合が最も多かったのですが、平成19年には300万円台の雇用者が最も多くなっています。このように子育て世代の所得分布は、この10年間で低所得層にシフトしています。

4 就労形態などによる家族形成状況の違い

34歳以下の若年者の雇用をめぐる環境を総務省「労働力調査」及び「労働力特別調査」からみると、完全失業率及び非正規雇用割合ともに、全年齢計を上回る水準で推移しています。また、非正規雇用者の有配偶率は低く（労働政策研究・研修機構調査）、30～34歳の男性においては、非正規雇用者の有配偶率は正社員の人々の半分以上となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なっていることがうかがえます。

5 依然として厳しい女性の就労継続

女性の就労をめぐる環境をみると、出産1年前に仕事をしていた女性のうち、出産前後に仕事をやめた割合は平成21年には54.1%となっており、平成13年の67.4%から13.3ポイント減少しています（労働政策研究・研修機構調査）。

一方、女性の就労意向については、パートや正社員など就労形態は異なるものの、何らかの形で働きたいという者の割合は86.0%となっています。一方、出産を機に退職した女性の約4分の1が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめています。このことから出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

6 子育て世代の男性の長時間労働

男性について週60時間以上の長時間労働をしている人は、どの年代においても、平成17年以降減少傾向にあります。しかしながら、子育て期にある30代男性については、平成21年度調査では、約5人に1人が週60時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっています。

加えて、6歳未満の子どもをもつ男性の育児時間は1日平均約40分程度、家事を含めても1時間程度しかないといわれ、男性の育児参加が進んでいないことがわかります。

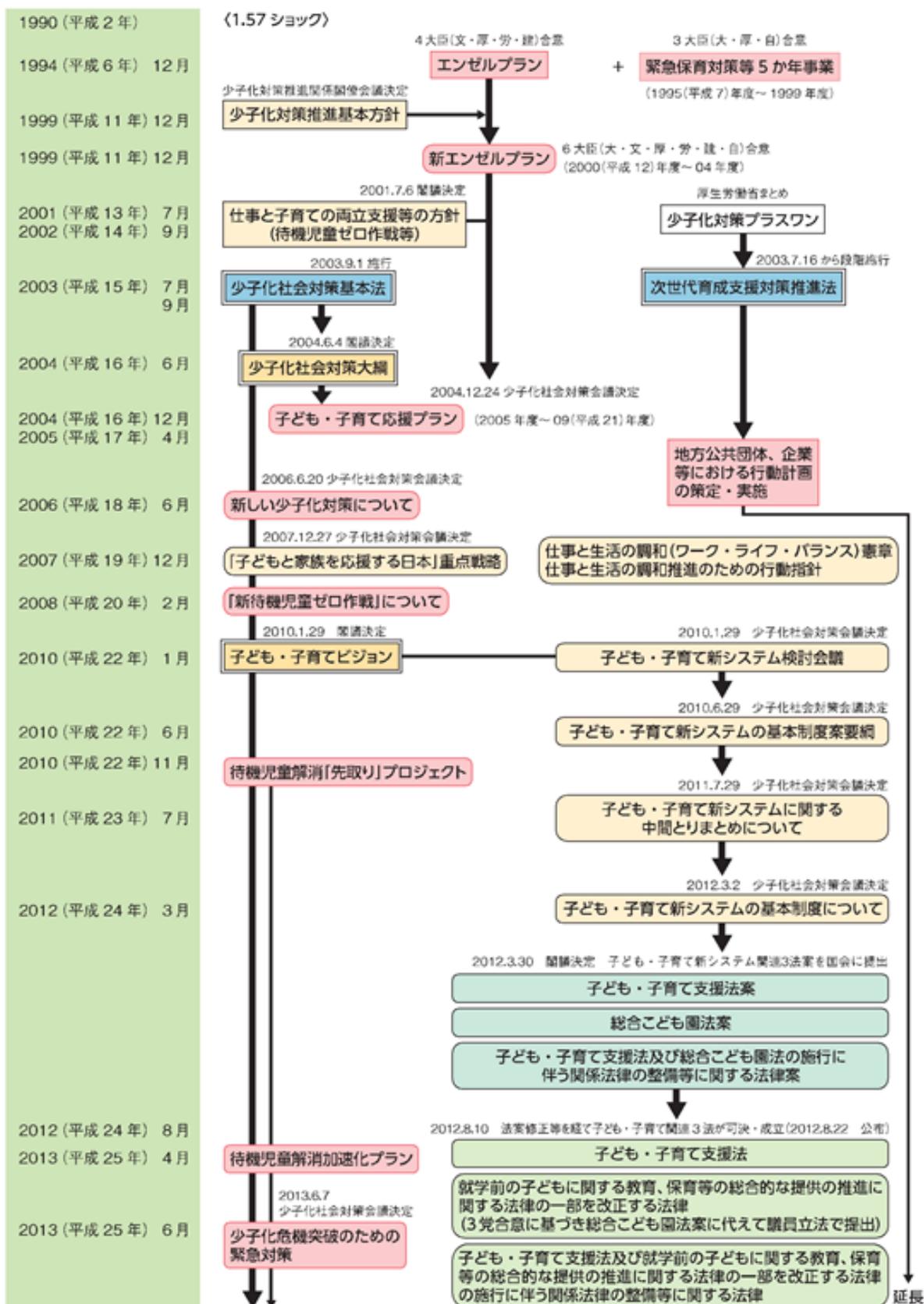
7 これまでの少子化対策の取り組み

少子化対策は、平成2年の「1.57ショック」を契機としたエンゼルプランから本格的に始まり、次世代育成支援地域行動計画を経て、今回子ども・子育て関連3法の成立により「子ども・子育て支援事業計画」の策定に至っています。

これらの計画づくりに加え「総合こども園法」など子育てにかかる制度の改正整備も進められてきました。

第1章 計画の策定にあたって

図表1 これまでの少子化対策の取り組み（平成25年度子ども・子育て白書）



第3節 新たな子ども・子育て支援制度

平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て関連3法」は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律です。この法律による新たな子ども・子育て支援制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を充て実施されるもので、これにより子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から本格的に施行される予定となっています。

新たな子ども・子育て支援制度の主なポイントは次のとおりです。

1 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもの保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとしました。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとしています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

2 認定こども園制度の改善

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。また、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たすことが期待されています。認定こども園制度は平成18年に創設されたものですが、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という2つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきたところです。

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとなりました。また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」

第1章 計画の策定にあたって

「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしています。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」）を策定し、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとなりました。また、国・県は重層的に市町村を支えることとなっています。

5 施設・事業等の利用手続きと市の役割

新制度において、「施設型給付」の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育などの事業を利用するにあたっては、保護者は市に対して、給付を受ける資格があること、及び子どもの年齢（満3歳以上又は未滿の別）や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定の申請を行い、認定を受けることとなります。

認定を受けた保護者は、市の関与のもと、施設・事業等を選択し契約を行うこととなりますが、市は新制度のもとでも、保育所での保育の実施義務を負い、「保育を必要とする」との認定を受けた子どもについては、市が保護者からの利用の申し込みを受けて利用調整を行い、利用可能な施設・事業者のあっせんなどを行うほか、施設・事業者に対して、その子どもが利用できるよう要請を行うこととなります。

6 社会保障制度改革国民会議

「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」を示すため少子化対策分野の改革を提言しています。課題として「子どもの発達初期の環境整備と地域の子育て支援の推進」「両立支援の観点からの待機児童対策と放課後児童対策の充実」「妊娠・出産・子育てへの連続的支援」「ワークライフバランス」が示されています。

7 少子化危機突破タスクフォース

子ども・子育て支援事業計画を進めるために、国から示された重点的な事業で具体的な提案として示されています。

特に近年の少子化・晩婚化・未婚率の上昇に対応するため、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」が重要であるとの認識から「妊娠・出産等に関する正確な情報提供」「少子化危機突破の認識の共有」などが提案されています。

8 改正次世代育成支援対策推進法の公布

前計画の根拠法となっていた次世代育成支援対策推進法について、上記の少子化危機突破タスクフォースの中でも検討され、今後10年間を更なる取り組み期間とする改正法が公布されました。

男性の育児休業取得基準にかかる中小企業の特例拡充や、女性の育児休業取得基準の見直し等、認定基準の見直しをすることとなりました。本計画においても同改正法の公布に伴い、ワークライフバランスに関する事業や対策を引き続き実施していくこととします。

第4節 子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の趣旨

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制下の中で子育て支援事業を展開してまいりました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の目的・定義

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。市は法の基本方針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

計画の目的として、本市の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体のネットワークを強化することにより子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

計画の記載事項は、国の指針に準じて必須項目と任意項目から構成しています。これらの事業については、「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」との整合性に留意し、事業の継続性にも努めます。

3 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国をはじめ都道府県、市町村に「子ども・子育て会議」を設置することとしました。

本市の「子ども・子育て会議」は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、市が作成する事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、検討を行っています。

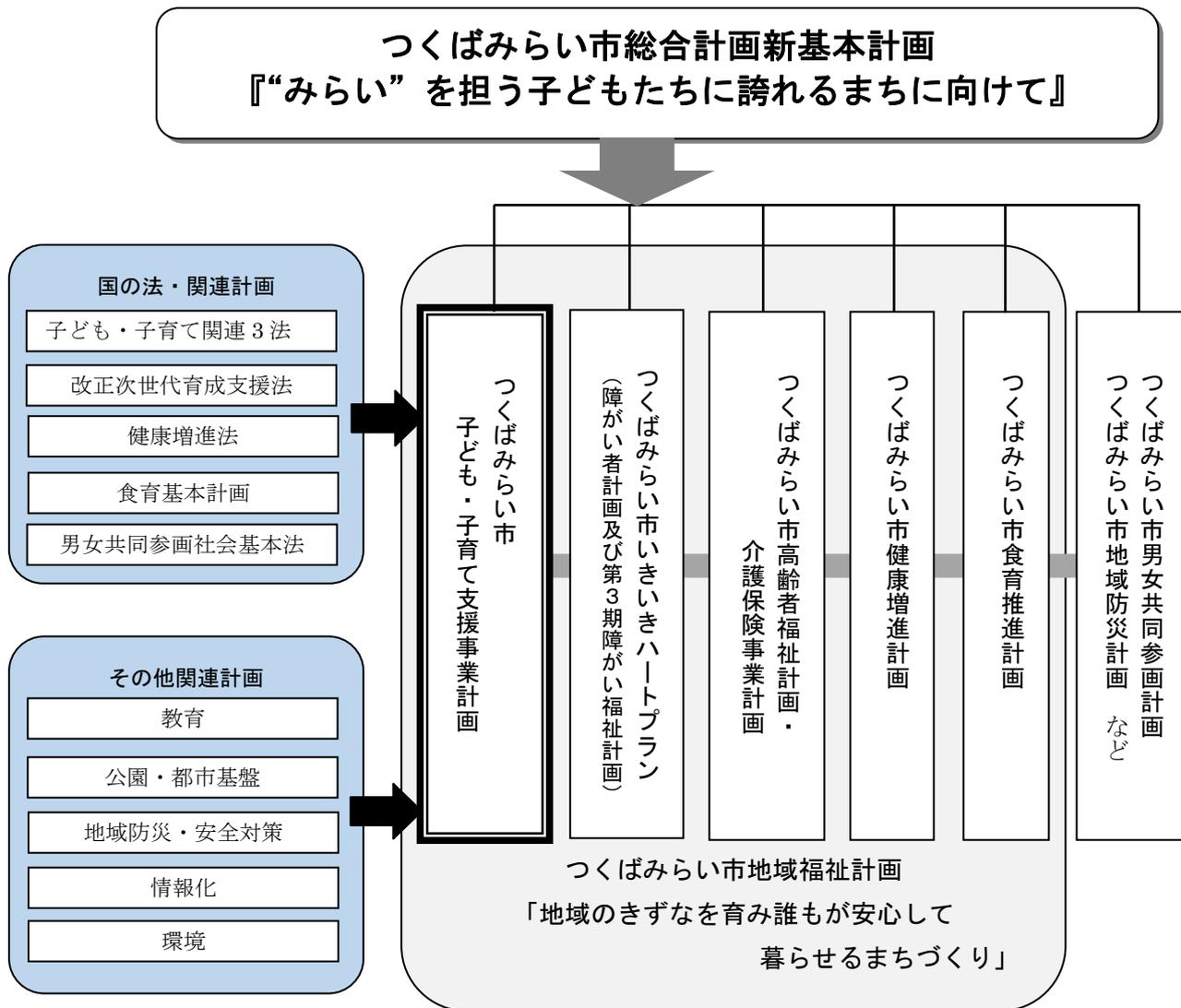
子ども・子育て会議には、次のような役割があります。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- ④ 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

4 他計画との調和

つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画は、つくばみらい市の全体的な計画である「つくばみらい市総合計画新基本計画」に基づく個別計画として、「次世代育成支援地域行動計画後期計画」を引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとなります。

図表2 他計画との関連性



第1章 計画の策定にあたって

5 計画の期間

「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」は、平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

図表3 計画の期間

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
次世代育成支援 地域行動計画		子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子育てをめぐる現況

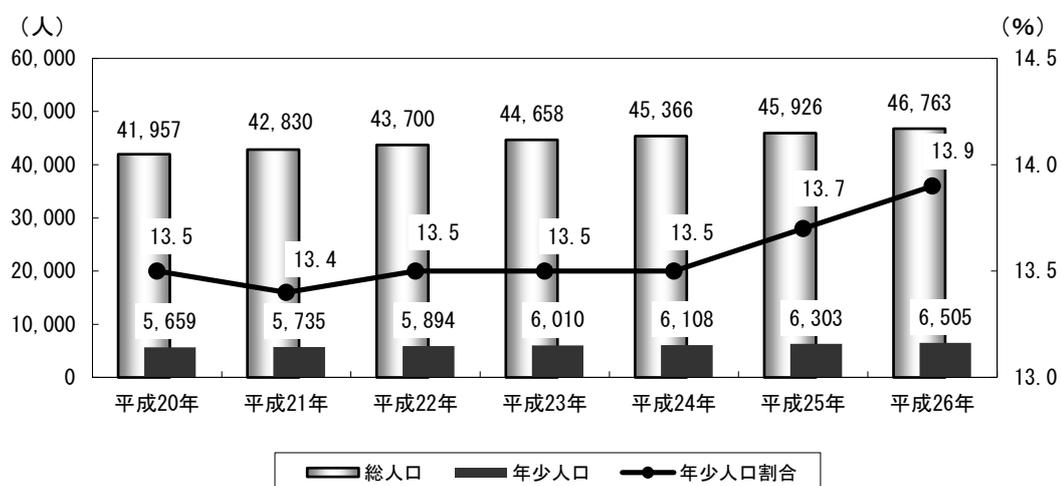
1 人口動態と子どもの世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

つくばみらい市の人口は、平成20年以降増加傾向にあり、平成26年1月1日現在46,763人となっています。

年少人口（15歳未満）も増加傾向にあり、平成26年1月1日現在6,505人となっています。年少人口割合も13.9%と、平成20年から比べると0.4ポイント増加しています。

図表4 総人口と年少人口の推移



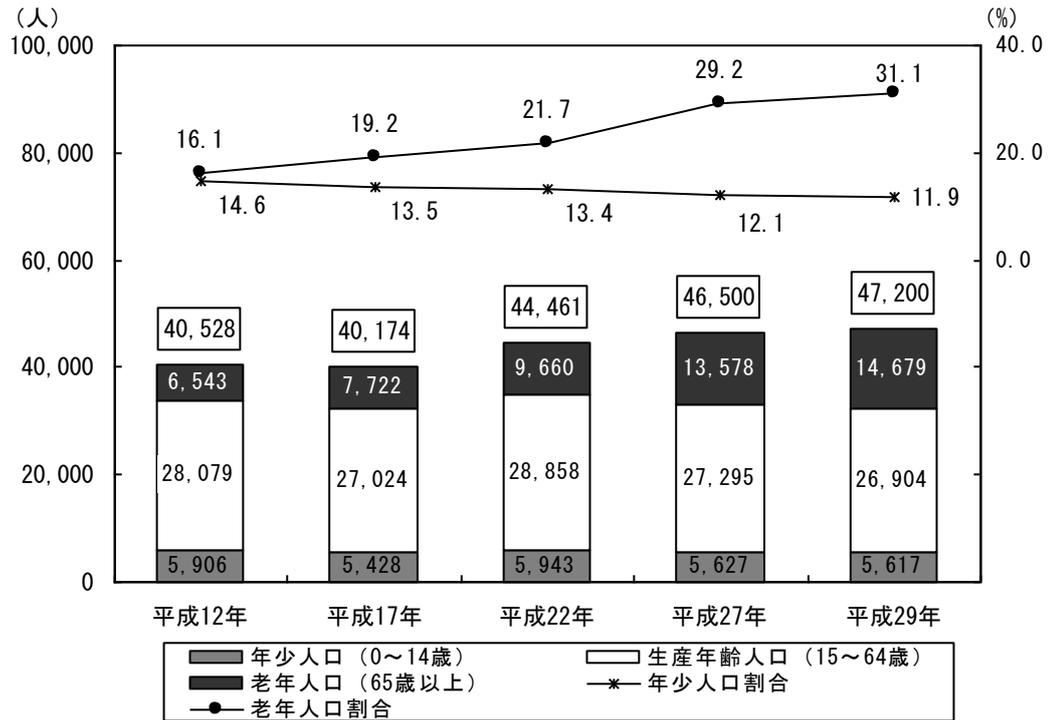
資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日現在）

(2) 総人口の推計

「つくばみらい市総合計画」によると、つくばみらい市の将来人口は、平成29年で47,200人と推測され、平成12年から6,672人増加する見込みとなっています。また、平成29年の年少人口割合は11.9%で、平成12年から2.7%低下する見込みとなっています。一方、老年人口割合は、年々増加し31.1%になると推測しています。

第2章 子育てをめぐる現況

図表5 総人口の将来推計

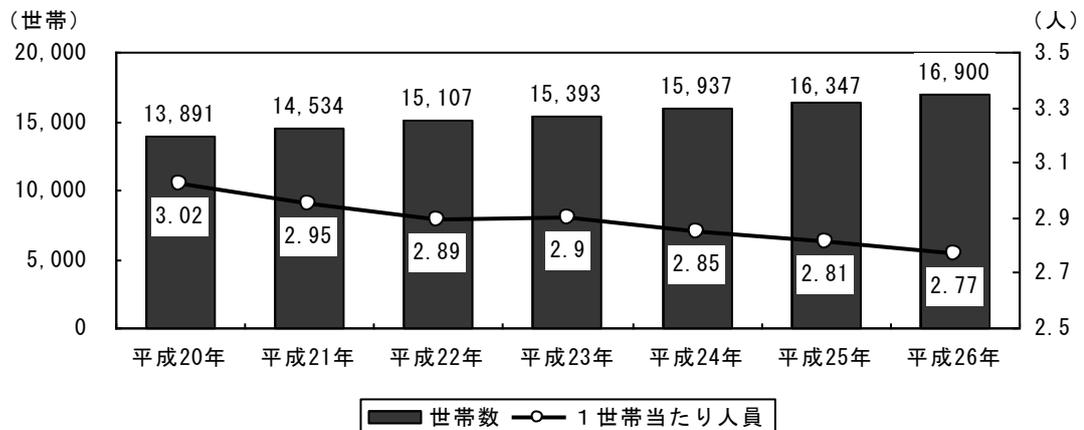


資料：平成12年、平成17年、平成22年は国勢調査の実績値を基に算出、平成27年、平成29年は総合計画の推計値による

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成20年から増加傾向で推移し、平成26年1月1日現在、16,900世帯で平成20年から3,009世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年1月1日現在の1世帯あたりの人員は2.77人で核家族化が進行していることがうかがえます。

図表6 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日現在）

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯(9,250世帯)は、総世帯数(15,264世帯)の60.6%を占め、「夫婦のみ」世帯、「母親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の52.0%が「夫婦と子ども」の世帯となっています。また、その他の親族世帯では「夫婦、子どもと両親」、「夫婦、子どもとひとり親」世帯が減少傾向にあります。

図表7 世帯の家族類型

(単位：世帯)

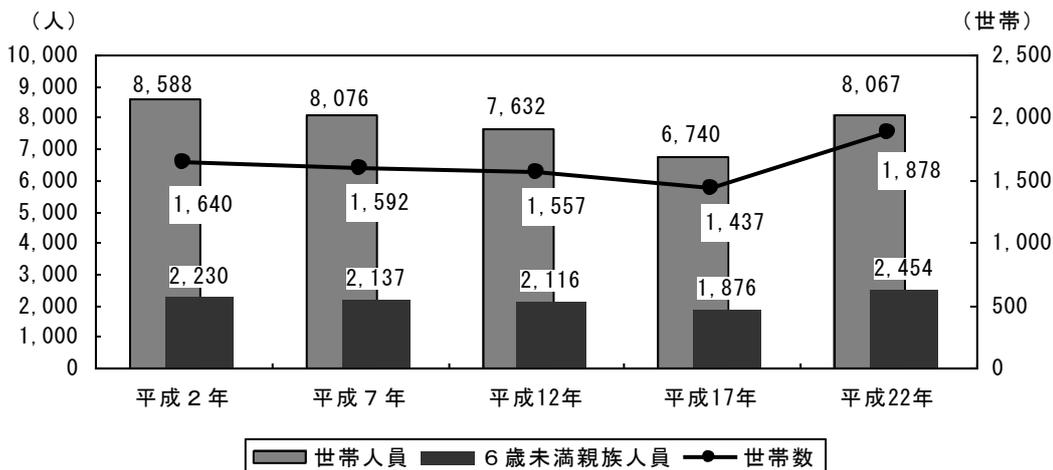
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満親族のいる世帯(平成22年再掲)	18歳未満親族のいる世帯(平成22年再掲)
総世帯数	11,195	11,975	12,532	15,264	1,878	4,245
A 親族世帯	9,992	10,393	10,676	12,163	1,870	4,226
I 核家族世帯	6,658	7,102	7,547	9,250	1,369	2,814
(1) 夫婦のみ	1,441	1,913	2,271	3,181	—	—
(2) 夫婦と子ども	4,500	4,297	4,204	4,814	1,325	2,548
(3) 父親と子ども	127	168	202	220	5	38
(4) 母親と子ども	590	724	870	1,035	39	228
II その他の親族世帯	3,334	3,291	3,129	2,913	501	1,412
(5) 夫婦と両親	104	130	121	132	—	—
(6) 夫婦とひとり親	159	215	286	310	—	—
(7) 夫婦、子どもと両親	1,084	951	792	661	174	463
(8) 夫婦、子どもとひとり親	1,071	1,013	962	858	103	394
(9) 夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)	32	33	44	48	1	14
(10) 夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)	149	200	209	218	34	151
(11) 夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)	104	115	100	76	12	23
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	449	409	345	288	158	273
(13) 兄弟姉妹のみ	25	41	41	74	—	1
(14) 他に分類されない親族世帯	157	184	229	248	19	93
B 非親族世帯	21	31	59	165	8	16
C 単独世帯	1,182	1,551	1,797	2,934	—	3

資料：国勢調査（各年10月1日現在、平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

(5) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は、平成22年時点で、1,878世帯となっており、世帯人員は8,067人、1世帯当たり4.3人です。また、6歳未満親族人員は2,454人で1世帯当たりの6歳未満人数は1.3人となっています。みらい平地区の開発等により、平成17年から22年にかけて世帯数が急増しています。

図表8 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

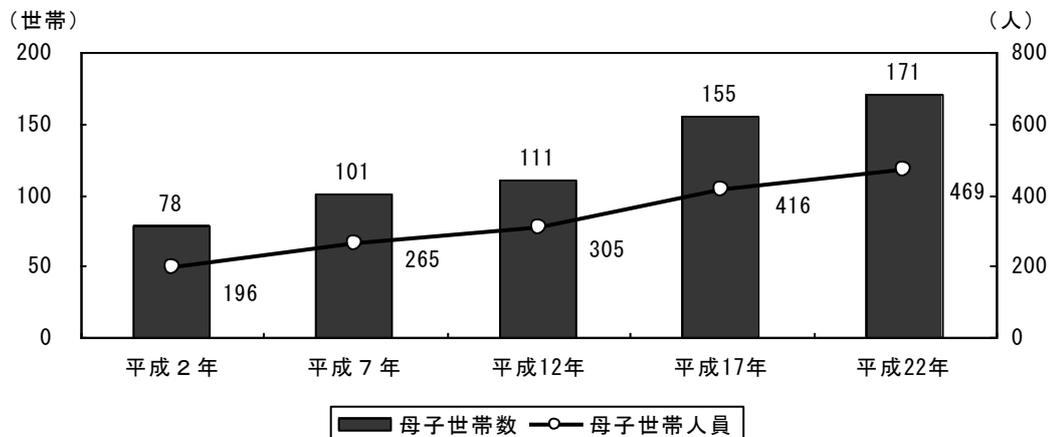


資料：国勢調査（各年10月1日現在 平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

(6) 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は増加しつづけ、平成22年時点、171世帯で平成17年時点の155世帯から16世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成22年時点、469人で1世帯当たり2.7人となっており、いずれも増加傾向となっています。

図表9 母子世帯の推移

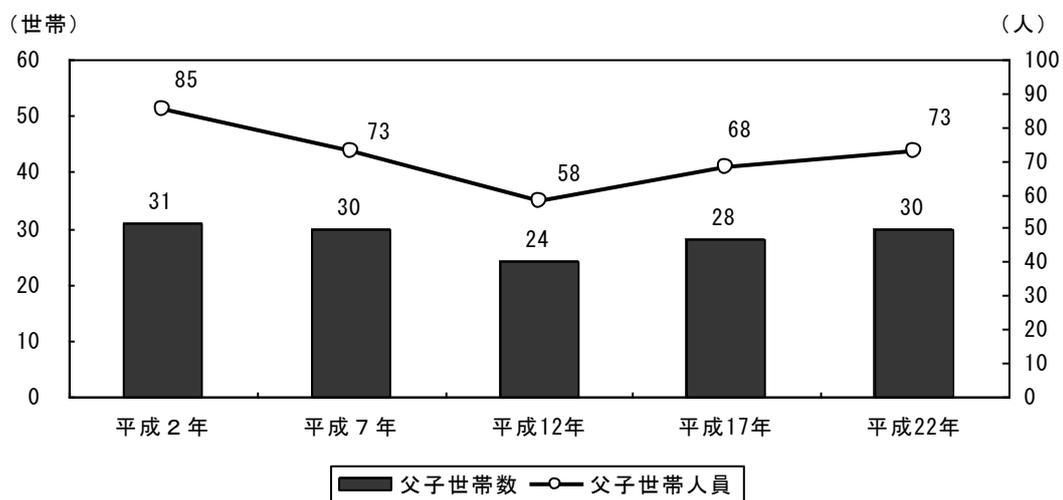


資料：国勢調査（各年10月1日現在 平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

(7) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は平成22年時点、30世帯で世帯人員は73人となっており、1世帯当たり2.4人となっています。

図表10 父子世帯の推移



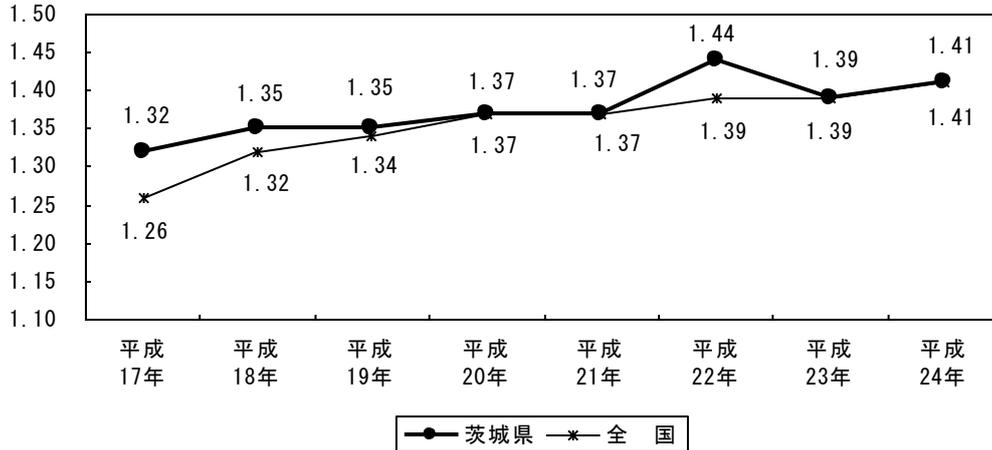
資料：国勢調査（各年10月1日現在 平成17年までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率^{※1}の推移

合計特殊出生率の推移をみると、茨城県は平成17年の1.32から平成24年の1.41まで増加し、平成24年時点では全国と同様の合計特殊出生率となっているものの、人口を維持する2.08^{※2}に比べると大きく下回っています。

図表11 合計特殊出生率の推移



資料：茨城県保健福祉部統計年報

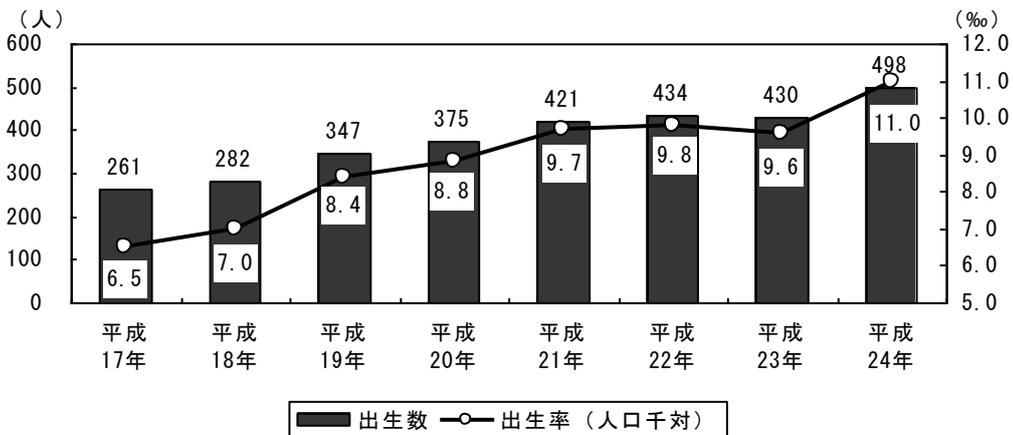
※1：合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子供の数とされています。

※2：日本の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率の指標が2.08とされています。

(2) 出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率（人口千人当たりの1年間の出生児割合）の推移では、平成17年以降増加傾向にあり、平成24年時点では498人、出生率は11.0‰（パーミル：千分率）となっています。

図表12 出生数、出生率（人口千対）の推移



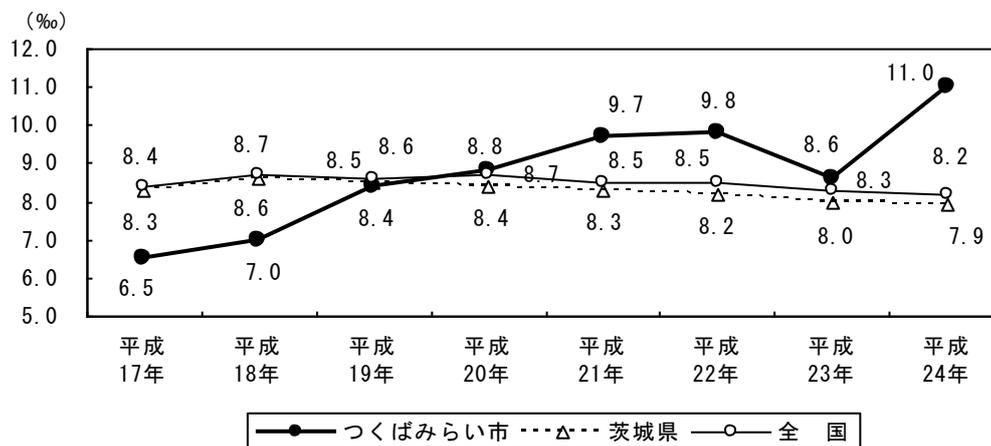
※‰（パーミル）：千分率

資料：茨城県保健福祉統計年報（平成17年は旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

出生率の推移を国、県と比較すると、平成18年までは国、県を下回っていましたが、平成19年には8.4‰で国及び県の出生率とほぼ同じとなり、平成24年には11.0‰と国及び県の出生率を大きく上回っています。

図表13 出生率（人口千対）の推移の比較



※‰（パーミル）：千分率
 資料：茨城県保健福祉統計年報（平成17年は旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

第2章 子育てをめぐる現況

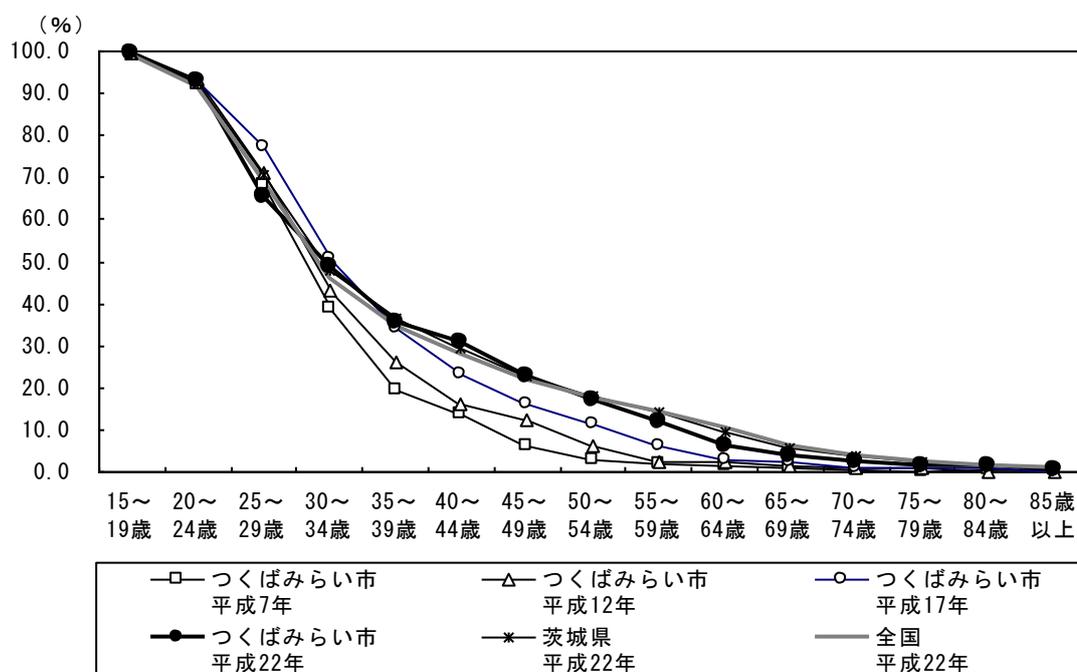
(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.8%、35～39歳は35.7%となっています。また、40～44歳は国、県より未婚率が高くなっています。

図表14 未婚率の推移と比較（男性）

（単位：％）

区分	つくばみらい市				茨城県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.3	99.5	99.9	99.5	99.5	99.0
20～24歳	92.1	93.4	92.8	92.7	92.6	91.4
25～29歳	68.1	70.9	77.2	65.2	70.4	69.2
30～34歳	38.7	43.3	50.5	48.8	48.1	46.0
35～39歳	19.5	26.3	34.0	35.7	36.5	34.8
40～44歳	13.6	16.3	23.2	30.9	29.3	28.0
45～49歳	6.0	12.2	16.3	22.8	22.8	22.0
50～54歳	2.8	6.1	11.4	17.1	18.0	17.5
55～59歳	2.1	2.6	6.2	11.9	14.3	14.4
60～64歳	1.2	2.3	2.7	6.1	9.5	10.2
65～69歳	1.0	1.2	2.3	3.7	5.7	6.0
70～74歳	0.7	0.9	1.1	2.3	3.6	3.7
75～79歳	0.0	0.8	0.9	1.6	2.4	2.4
80～84歳	0.4	0.0	0.9	1.4	1.4	1.6
85歳以上	0.7	0.0	0.0	0.3	0.9	1.0



資料：国勢調査（平成17年までは旧伊奈町，旧谷和原村の合計数値）

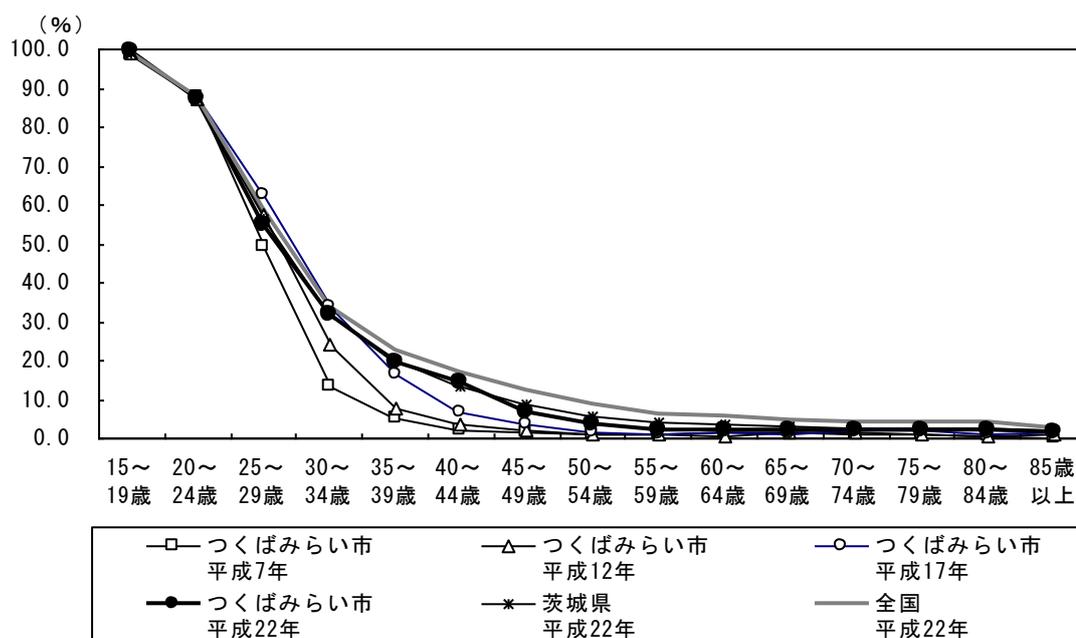
(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は25～29歳が55.0%、30～34歳が31.7%、35～39歳が19.6%となっており、20歳以上では国より低くなっています。全体的に平成7年より高くなっている、30～34歳では平成7年より18.4ポイント高くなっています。

図表15 未婚率の推移と比較（女性）

(単位：%)

区 分	つくばみらい市				茨城県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	98.5	99.0	99.0	99.3	99.2	98.9
20～24歳	87.6	87.2	87.8	87.3	87.3	87.8
25～29歳	49.4	57.6	62.6	55.0	56.6	58.9
30～34歳	13.3	24.2	33.9	31.7	31.6	33.9
35～39歳	5.1	7.9	16.3	19.6	19.8	22.7
40～44歳	2.0	3.7	6.5	14.2	13.4	17.1
45～49歳	1.3	1.8	3.8	6.9	8.9	12.4
50～54歳	1.1	1.0	1.4	3.6	5.6	8.6
55～59歳	0.8	1.1	1.1	1.9	4.1	6.4
60～64歳	1.6	0.6	1.3	1.9	3.4	5.4
65～69歳	1.6	1.7	0.8	1.8	2.9	4.4
70～74歳	1.2	1.5	2.0	1.8	2.5	3.9
75～79歳	0.8	1.2	1.8	1.8	2.6	4.0
80～84歳	0.7	0.6	1.0	2.1	2.5	4.0
85歳以上	0.0	0.9	1.3	1.5	2.0	2.8



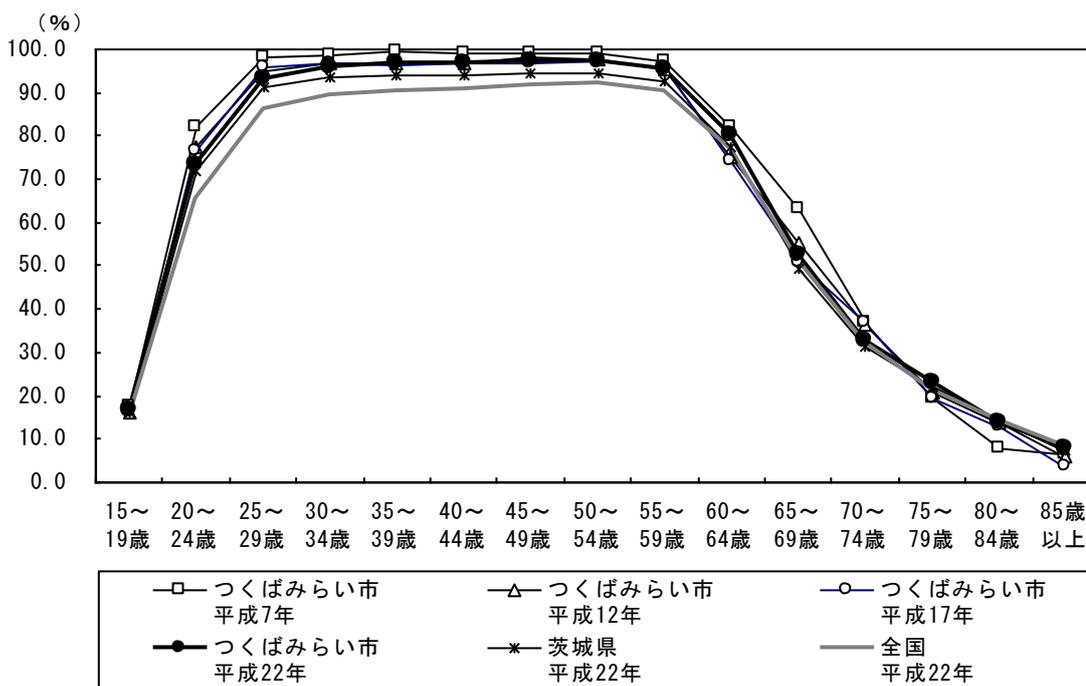
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、15～79歳は国及び県より高いですが、全体的に15年前の平成7年より低くなっています。特に、20～24歳では平成7年から8.4ポイントの減少、65～69歳では平成7年から10.4ポイントの減少となっています。

図表16 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

(単位：%)

区 分	つくばみらい市				茨城県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	17.3	16.0	16.9	16.6	16.0	15.0
20～24歳	81.9	77.3	76.5	73.5	72.0	65.6
25～29歳	98.0	95.1	95.9	93.0	91.2	86.1
30～34歳	98.5	97.0	96.9	95.9	93.6	89.3
35～39歳	99.4	96.6	96.3	96.9	94.1	90.5
40～44歳	99.2	96.8	96.7	96.9	94.1	90.7
45～49歳	99.1	98.1	97.0	97.3	94.5	91.5
50～54歳	99.0	97.8	97.2	97.2	94.6	92.1
55～59歳	97.2	95.3	95.9	95.6	92.8	90.5
60～64歳	82.1	75.1	74.4	80.3	77.5	76.9
65～69歳	63.0	55.2	50.7	52.6	49.5	51.3
70～74歳	36.7	36.6	36.8	32.5	31.4	32.4
75～79歳	19.5	20.6	19.5	23.2	22.0	21.1
80～84歳	7.9	13.8	13.1	13.7	14.4	14.4
85歳以上	6.5	5.9	3.5	7.9	7.4	8.2



資料：国勢調査（平成17年までは旧伊奈町，旧谷和原村の合計数値）

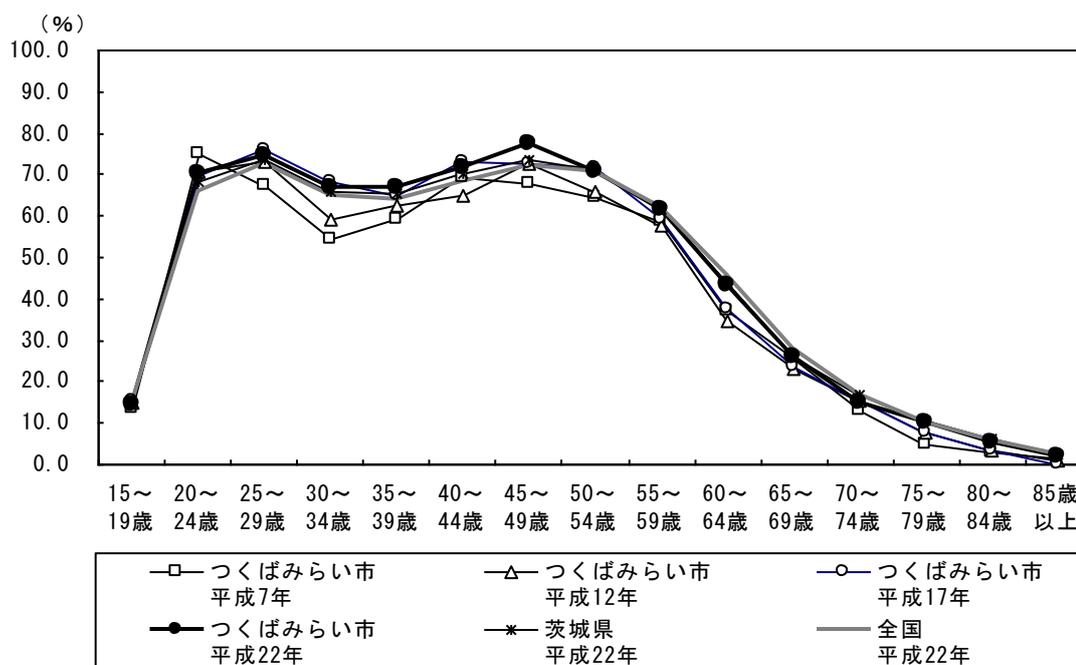
(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成22年時点の女性の労働力率は、平成7年より概ね高くなっています。特に、30～34歳では平成7年より12.2ポイント高くなっています。また、40～54歳でも70%を超える労働力率となっています。

図表17 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

（単位：％）

区分	つくばみらい市				茨城県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	13.4	14.7	15.4	14.5	15.0	14.9
20～24歳	75.1	70.6	69.7	70.4	68.5	66.0
25～29歳	67.3	73.0	75.9	74.6	73.6	72.4
30～34歳	54.4	59.3	68.1	66.6	66.0	64.7
35～39歳	59.0	62.5	65.1	66.8	65.5	64.0
40～44歳	69.3	64.8	72.9	71.4	70.4	68.4
45～49歳	67.9	72.6	72.4	77.4	73.4	72.2
50～54歳	64.5	66.1	71.7	70.5	71.1	70.5
55～59歳	58.8	57.6	59.3	61.4	61.6	61.8
60～64歳	37.2	34.6	37.3	43.2	43.9	45.7
65～69歳	25.3	22.9	23.6	26.1	26.1	27.7
70～74歳	12.9	15.2	15.5	14.8	16.9	16.6
75～79歳	4.7	7.5	7.8	10.0	10.6	9.9
80～84歳	2.7	3.6	3.6	5.3	6.1	6.0
85歳以上	1.4	1.2	0.2	2.1	2.2	2.5



第2章 子育てをめぐる現況

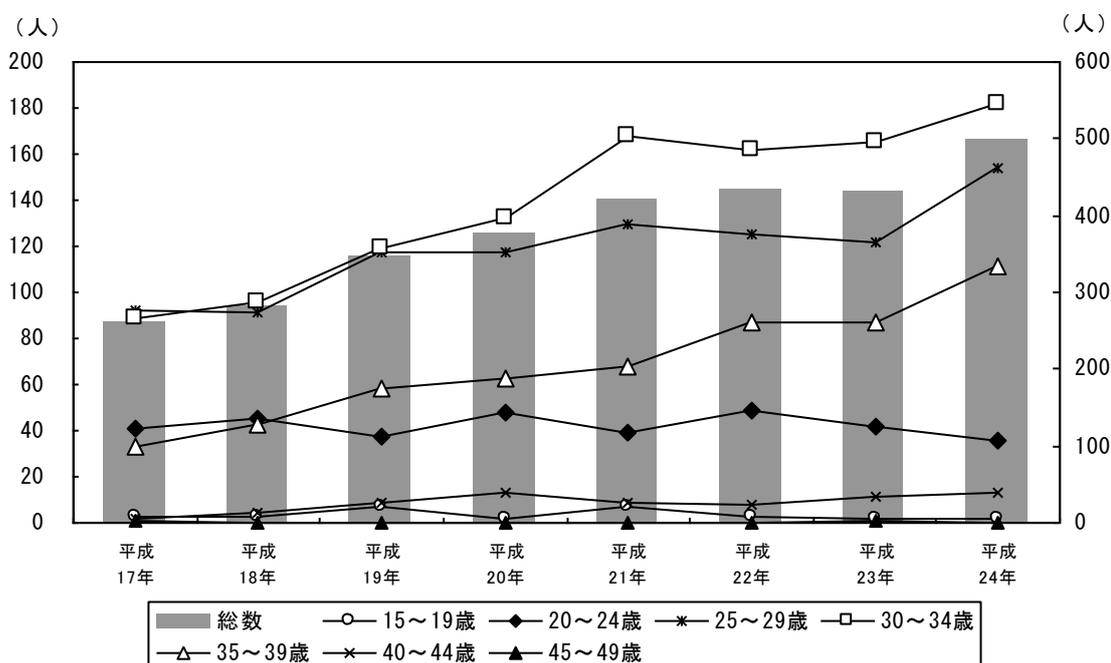
(8) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数は、平成19年以降30～34歳が出生数の最も多い年齢階級となっています。また、35～39歳の出生数が20～24歳の出生数を上回っています。

図表18 母親の年齢階級別出生数の推移

(単位：人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	347	375	421	434	430	498
15歳未満	0	0	0	0	0	0
15～19歳	7	2	7	3	2	2
20～24歳	37	48	39	49	42	36
25～29歳	117	117	130	125	122	154
30～34歳	119	132	168	162	165	182
35～39歳	58	63	68	87	87	111
40～44歳	9	13	9	8	11	13
45～49歳	0	0	0	0	1	0

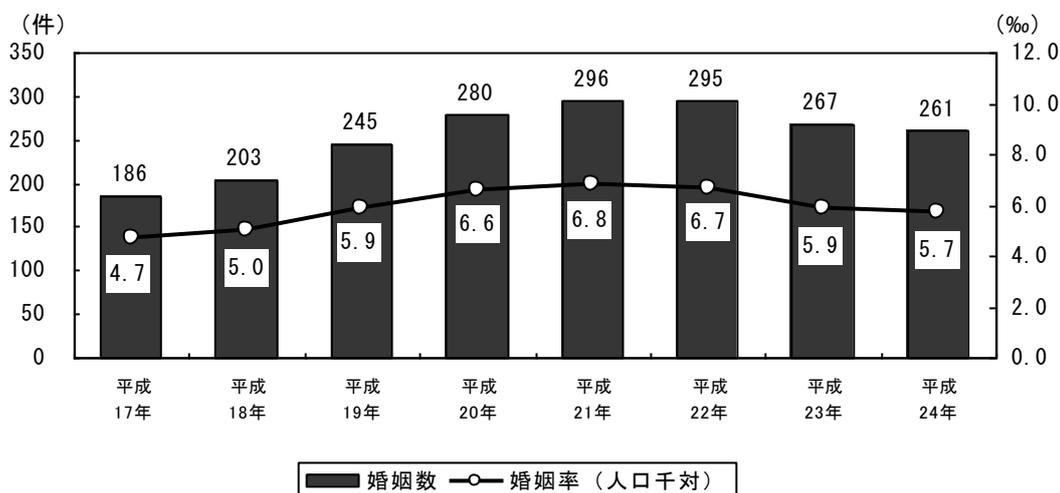


資料：茨城県保健福祉統計年報（平成17年は旧伊奈町，旧谷和原村の合計数値）

(9) 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移

婚姻数は、平成21年までは増加傾向にありましたが、平成22年以降は減少傾向となり、平成24年には261件となっています。婚姻率も同様に平成22年以降は減少傾向となっています。

図表19 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移



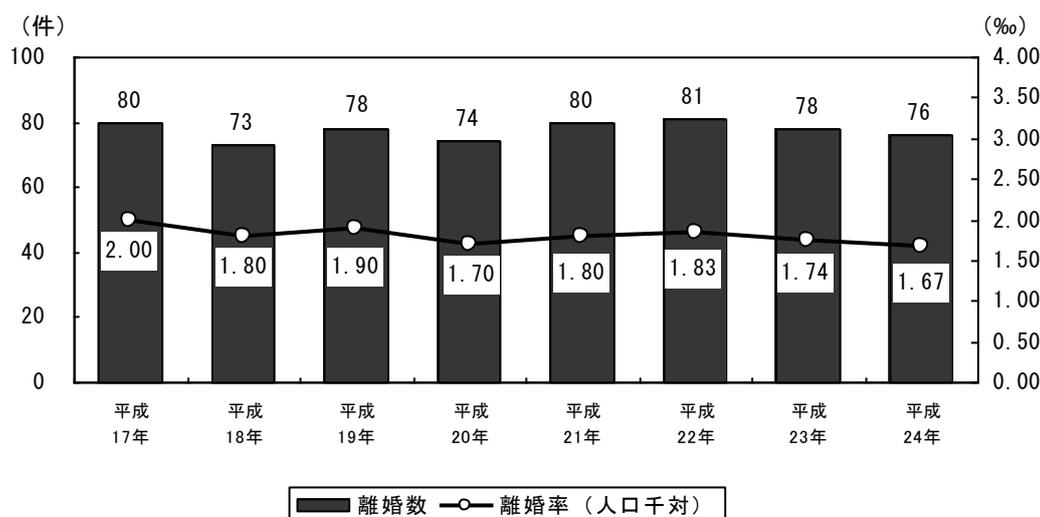
※‰（パーミル）：千分率

資料：茨城県保健福祉統計年報（平成17年は旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

(10) 離婚数、離婚率（人口千対）の推移

離婚数は、平成17年からはほぼ横ばいとなっており、平成24年時点では76件、離婚率は1.67（人口千対）となっています。

図表20 離婚数、離婚率（人口千対）の推移



※‰（パーミル）：千分率

資料：茨城県保健福祉統計年報（平成17年は旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

第2章 子育てをめぐる現況

3 保育・教育環境の状況

(1) 保育所の状況

保育所入所児童数は増加傾向で推移し、平成26年度で836人となっています。

図表21 保育所の状況（各年4月1日現在）

（単位：人、か所）

区 分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
私 立 保育園	入所児童数	162	166	172	208	383
	箇所数	2	2	2	3	6
公 立 保育所	入所児童数	451	486	503	476	453
	箇所数	6	6	6	6	6
合計	入所児童数	613	652	675	684	836

資料：こども福祉課

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の入園児童数は、ほぼ横ばいで推移し、平成26年度で918人となっています。私立幼稚園、公立幼稚園とも幼稚園数の増減もありません。

図表22 幼稚園の状況（各年5月1日現在）

（単位：人、か所）

区 分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
私 立 幼稚園	入園児童数	421	413	421	425	412
	箇所数	2	2	2	2	2
公 立 幼稚園	入園児童数	511	563	547	535	506
	箇所数	3	3	3	3	3
合計	入園児童数	932	976	968	960	918

資料：学校基本調査

(3) 学童保育（放課後児童クラブ）入所児童数

学童保育（放課後児童クラブ）の入所児童数は、増加傾向で推移し、平成26年度現在、平成22年度から2か所増設し、8か所で411人となっています。

図表23 学童保育（放課後児童クラブ）入所児童数（各年4月1日現在）

（単位：人、か所）

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
入所児童数	291	311	328	342	411
か所数	6	7	7	7	8

資料：生涯学習課

(4) 小学校・中学校の状況

小学校児童数が増加傾向、中学校生徒数がほぼ横ばいで推移し、平成26年度現在、児童数2,503人、生徒数1,106人となっています。小学校、中学校とも学校数の増減はありません。

図表24 小学校・中学校の状況（各年5月1日現在）

(単位：人、か所)

区 分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小学校	児童数	2,336	2,315	2,350	2,405	2,503
	学校数	10	10	10	10	10
中学校	生徒数	1,135	1,165	1,129	1,140	1,106
	学校数	4	4	4	4	4

資料：学校基本調査

4 アンケート調査にみる子育ての状況

本市では新計画策定に先立ち、平成25年11月に就学前児童及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しています。調査の内容は、国から示された教育・保育の事業量及び子育て支援事業の事業量推計のための設問と、市独自の支援策を盛り込んだ調査項目からなっています。

調査結果からみられる子ども・子育てにかかわる状況は以下のとおりとなっています。

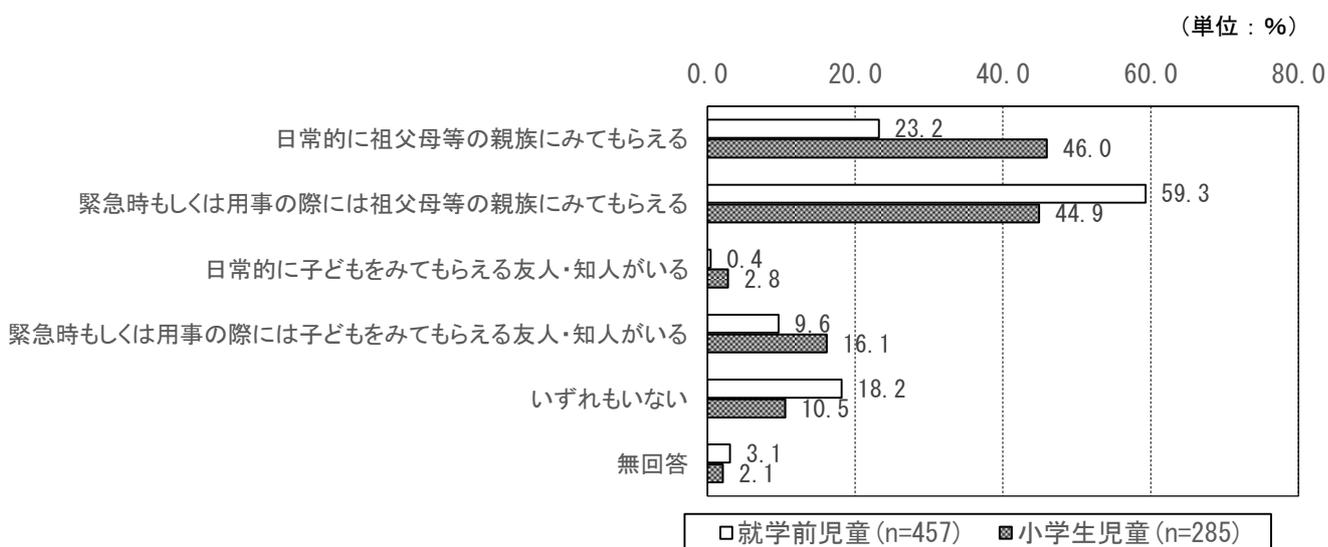
(1) 地域における子どもの保育力

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童で23.2%、小学生児童で46.0%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で59.3%、小学生児童で44.9%と祖父母等の親族の協力が引き続き高い水準にあることがわかります。ただし5年前の次世代育成支援地域行動計画後期計画作成時の調査（平成21年2月実施）と比較すると就学前児童では「日常的に」が減少し、「緊急時に」が増えており、保育力の低下がみられます。

また「友人・知人」については、5年前とくらべ就学前児童、小学生児童ともにやや低下しており、「いずれもない」は就学前児童で増加しています。

このように就学前児童をめぐる保育力に低下がみられることから子育て世帯への配慮・支援が引き続き重要であることがわかります。

図表25 地域における子どもの保育力



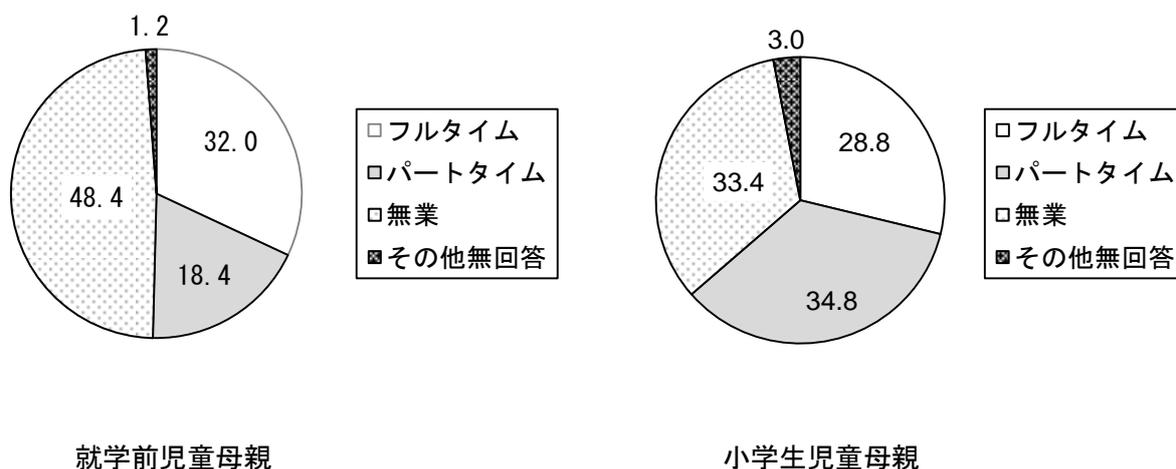
(2) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、フルタイム、パートタイムを合わせ就学前児童が50.4%ですが、小学生児童では63.6%と増加しています。フルタイムは就学前児童が32.0%、小学生児童が28.8%であることから減少しており、パートタイムは就学前児童の18.4%から小学生児童では34.8%へと大きく増えています。

5年前の調査と比較すると、小学生児童では大きな変化はみられませんが、就学前児童ではフルタイムが増え、パートタイムが減っていることから、女性の社会進出が進んでいることが分かります。

一方で、働いていない母親の就労希望は就学前児童の75.5%から小学生児童では65.2%へと低下しており、こうしたことから働く母親への支援がより重要となっています。

図表26 母親の就労状況

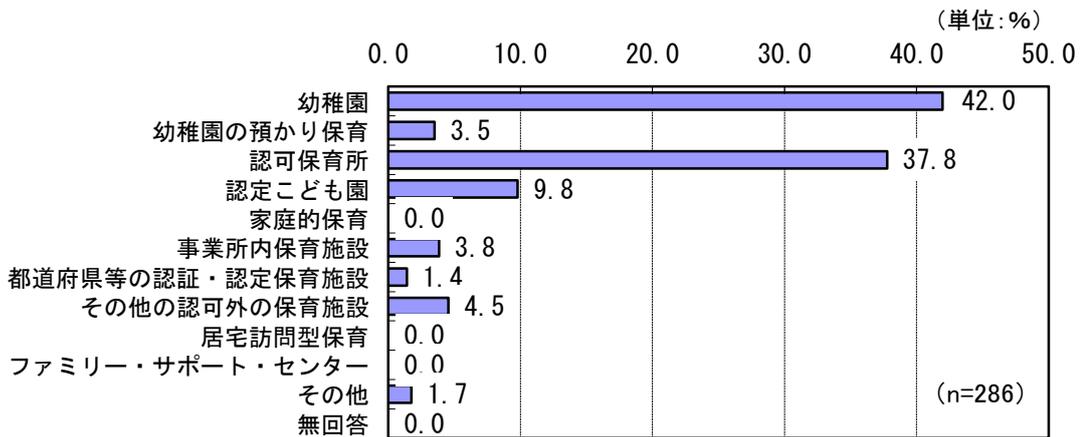


(3) 教育・保育サービスの利用

就学前児童の62.4%が教育・保育サービスを利用しています。「利用」している人の内訳は「幼稚園」が42.0%、「幼稚園の預かり保育」は3.5%、「認可保育所」は37.8%、「認定こども園」は9.8%となっています。

その他の施設では「事業所内保育施設」が3.8%、「都道府県等の認証・認定保育施設」が1.4%となっています。

図表27 教育・保育サービスの利用状況

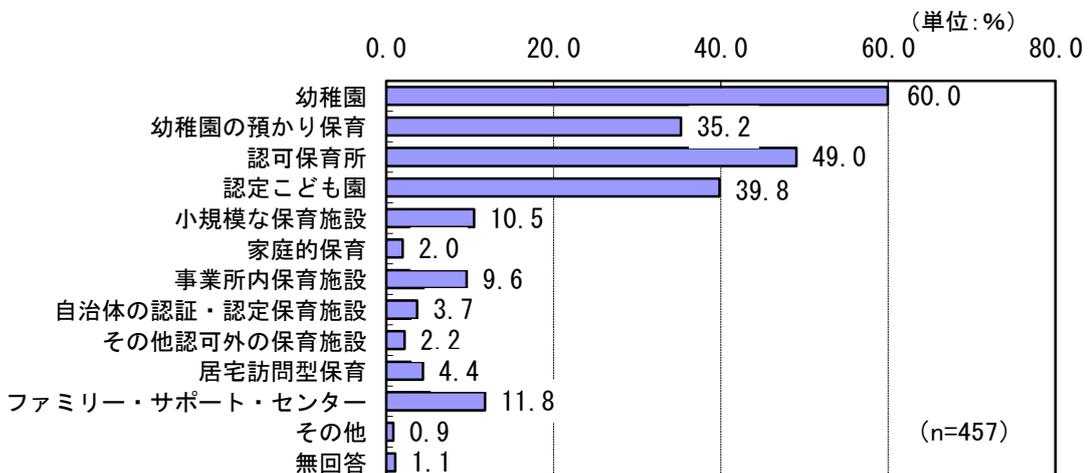


また、利用したい施設は「幼稚園」が現況利用の42.0%から希望では60.0%となっています。特に「幼稚園の預かり保育」は3.5%から35.2%へと多く希望を伸ばしています。また「認可保育所」も49.0%（現況37.8%）と高い希望がみられます。「認定こども園」は39.8%（現況9.8%）で希望が急増しています。

「ファミリー・サポート・センター」は11.8%、「事業所内保育施設」は9.6%となっています。

このように幼稚園と保育所、認定こども園が施設利用の中心とはなっていますが、ファミリー・サポート・センターなど不定期のサービスにも期待が寄せられています。

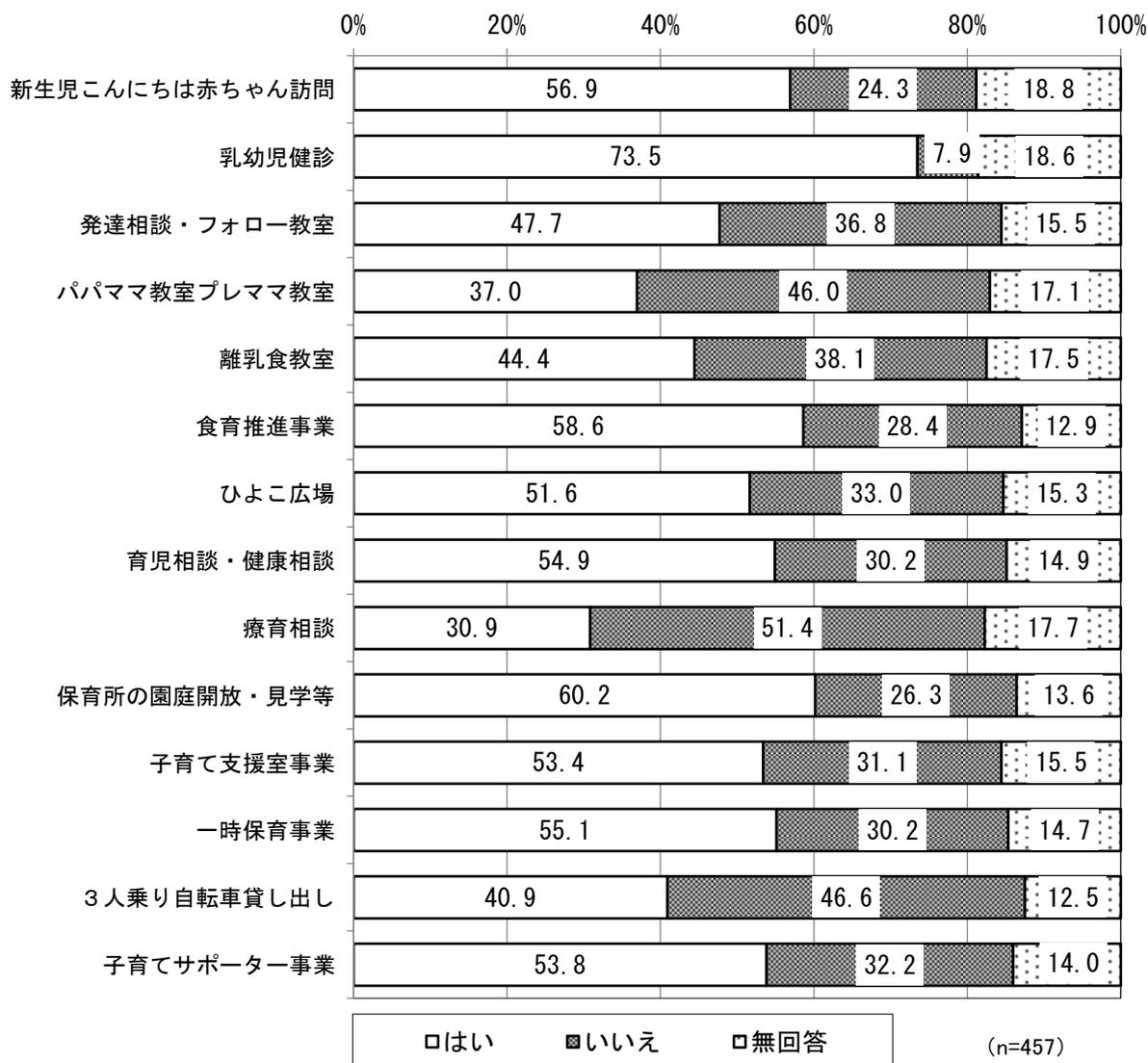
図表28 教育・保育サービスの利用希望



(4) 子育て関連サービスの利用

利用希望は、「乳幼児健診」が73.5%と最も多くなっていますが、全体として3割から6割の利用希望がみられます。「食育推進事業」が4.6%（利用したことがある）から58.6%（希望）へ、「3人乗り自転車貸し出し」が1.1%（利用）から40.9%（希望）、「子育てサポーター事業」が2.6%（利用）から53.8%（希望）など、利用率が低い事業にも高い利用希望がみられます。

図表29 子育て関連サービスの利用希望



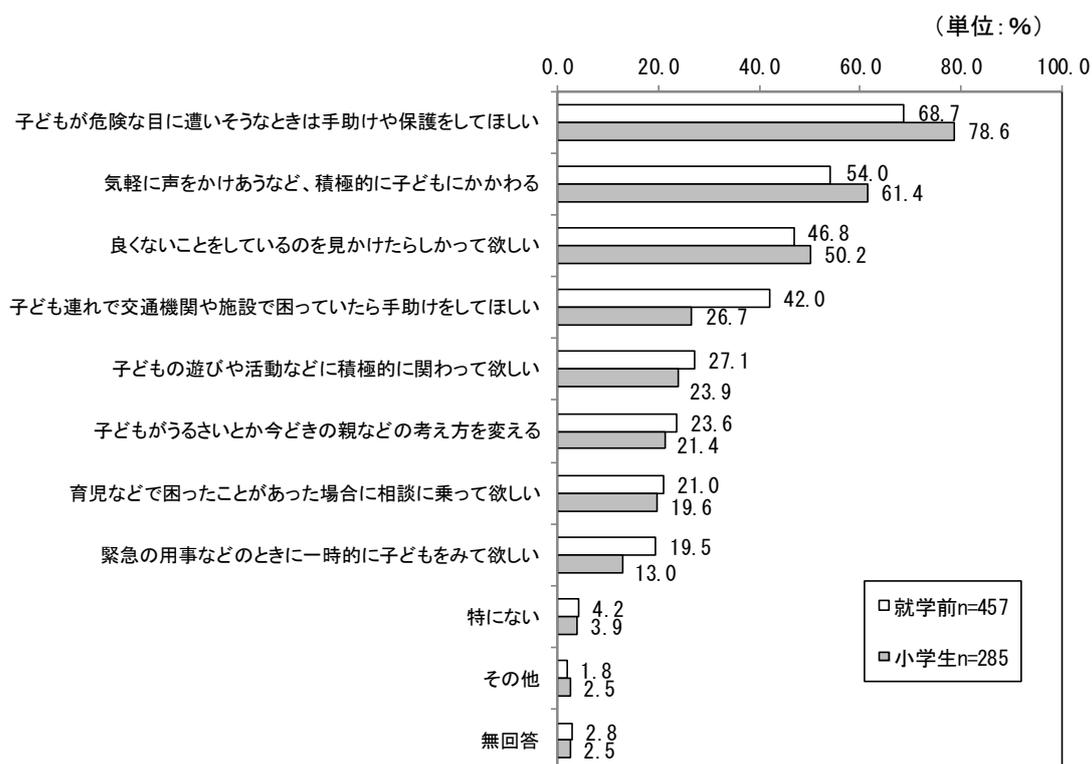
(5) 地域全体に望むこと

就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわる」、「良くないことをしているのを見かけたらしかって欲しい」の3つの選択肢が、就学前児童では「子ども連れで交通機関や施設で困っていたら手助けをして欲しい」が上位となっています。

これらは5年前の調査とほぼ同様な傾向となっていますが、「気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわる」が小学生児童で43.2%から61.4%へと大きく伸びている一方で「良くないことをしているのを見かけたらしかって欲しい」は66.4%から50.2%へと低下するなど最近の社会情勢を反映した結果もみられます。

このように地域全体で子育てを支えていく機運の醸成が求められています。

図表30 地域全体に望むこと



(6) 自由意見

自由意見として回答があったもののうち、子育て事業に関するもので重要なものをみると次のような点があげられます。

○教育・保育事業

- ・人口急増地域に幼稚園・保育所等の施設整備が追いついていない。
- ・待機児童などがないようにしてもらいたい。
- ・幼稚園・保育園施設を増やしていただきたい。

などの意見が見られました。みらい平など人口の急増地区を中心に積極的な施設整備が求められています。

○保健・医療

- ・医療費の助成を充実してほしい。
- ・インフルエンザなど予防接種に対する補助をお願いしたい。
- ・中学校卒業までの医療費助成。

など補助・助成を求める意見がみられます。

○各種子育てサービス

- ・ファミリー・サポート・センターについてもっと知りたい。車に乗せられないので送迎サービスが受けられない。
- ・1歳以上の子供が集まる機会を増やして欲しい。
- ・一時預かりができる施設が少ない。
- ・子育て支援センターが少ない。使い勝手が悪い。親子参加型行事、子育て支援イベント内容が貧しい。
- ・子どもの熱やちょっとした感染症の回復期に利用出来る病後児保育サービスを利用しやすくなる事を希望する。

子育てサービスについては、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病後児保育を始め各種サービスについてその充実を望む意見がみられました。

○家庭・就労支援

- ・育児ははじめての方も多く不安や心配はつきものなので、経験者や先輩達のアドバイスや経験談はありがたいものです。そんな交流の場が気楽にあると心強いです。
- ・育児は母親がするという概念を減らすため父親を自覚させるようなセミナーがあるといいと思います。
- ・子育て休暇などは、男性が取ることは、簡単ではない雰囲気職場、社会に

第2章 子育てをめぐる現況

あります。

- ・子育てを理由に、パートに降格させられた。子育てに対する企業の支援も増えてくれるとうれしいです。

家庭における子育て支援として、就労・労働対策や経済的支援などが求められています。

○社会基盤整備

- ・通学路の整理がされてなく心配。
- ・遠いので学校へのバス通学も利用したい。
- ・市内のパトロールを実施し、事故や事件が起きないようにしてほしい。

道路・公園の整備や通学に関する意見もみられます。

5 「つくばみらい市 次世代育成支援地域行動計画 後期計画」の分析・評価

平成22年3月に策定した「つくばみらい市 次世代育成支援地域行動計画 後期計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名	事業内容	単位	H25年度実績(A)	H26年度目標事業量(B)	達成度(A/B)
①通常保育事業	保護者の就労や疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保育園で保育を実施する。	人	776人	695人	111.7%
②特定保育事業	保護者のパートタイム就労等により、保育に欠ける児童に対して、週2～3日または午前・午後のみなど必要に応じた保育を行う。	か所	1か所 303人	3か所 900人	33.3% 33.7%
③延長保育事業	通常の保育時間を延長して保育を行う。	設置	9か所 216人	8か所 70人	112.5% 308.6%
④夜間保育事業	保護者の就労等により帰宅が夜間になる場合に、保育園で児童の保育を実施する。	か所	—	—	—
⑤トワイライトステイ事業	保護者が就労等により平日の夜間や休日に不在となる場合に、児童を児童福祉施設等で一時的に預かる。	か所	—	—	—
⑥休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が就労する場合に、保育園で児童の保育を実施する。	設置	0か所	1か所 25人	0.0%
⑦病児・病後児保育事業	保護者の就労や冠婚葬祭等により、病気または病回復期にある児童を、病院や保育施設等で一時的に預かる。	設置	—	—	—
⑧放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	設置	7か所 9クラブ 342人	9か所 330人	77.8% 103.6%
⑨地域子育て支援拠点事業	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルへの支援等を行う。	設置	2か所	2か所	100.0%
ひろは型	週3日以上、1日5時間以上	か所	1か所	1か所	100.0%
センター型	週5日以上、1日5時間以上	か所	—	—	—
児童館型	週3日以上、1日5時間以上	か所	—	—	—
類似の単独事業		か所	1か所	1か所	100.0%
⑩一時預かり事業	保護者がパートタイム就労や病気になった場合などに、保育園で一時的な保育を行う	設置 日数	3か所 298日	3か所 240日	100.0% 124.2%
⑪ショートステイ事業	保護者の病気等により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設等で短期間預ける。	設置	—	—	—
⑫ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人と育児の手助けが必要な人を会員登録し、保育園の送迎や一時預かりなど、会員組織による相互援助を行う。	設置	0か所	1か所	0.0%

第3章 将来の児童数

1 つくばみらい市の人口推計

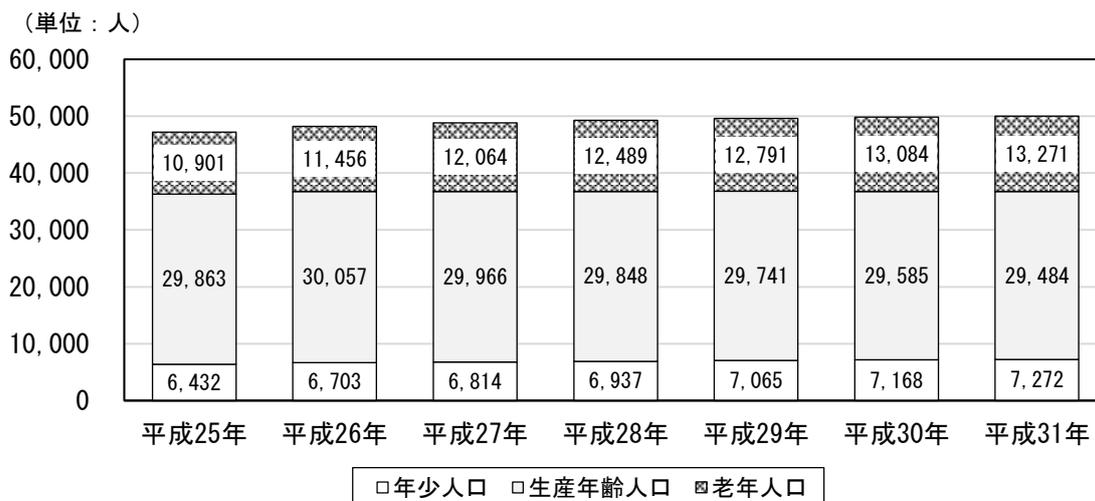
(1) 市の総人口

市では、今回の子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、将来人口の推計を行っています。推計は各年、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法を用いています。出産児の推計は15歳から49歳の女性人口に対し、それぞれの出産率（合計特殊出生率）から求めています。

その結果、計画の最終年の平成31年の人口は50,027人となり平成25年4月の47,196人とくらべ引き続き人口の増加が予想されます。

こうした宅地開発等による人口増を背景に、年少人口も平成25年の6,432人（13.6%）から平成31年には7,272人（14.5%）まで増加が予想されます。こうした一方で、生産年齢人口はほぼ横ばいで推移するものとみられ、老年人口は増加が予想されており、現役世代の負担はますます高くなるものとみられます。

図表31 市の人口推計（各年4月1日現在）



（単位：人，%）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	6,432 (13.6)	6,703 (13.9)	6,814 (14.0)	6,937 (14.1)	7,065 (14.2)	7,168 (14.4)	7,272 (14.5)
生産年齢人口 (15～64歳)	29,863 (63.3)	30,057 (62.3)	29,966 (61.3)	29,848 (60.6)	29,741 (60.0)	29,585 (59.4)	29,484 (59.0)
老年人口 (65歳以上)	10,901 (23.1)	11,456 (23.8)	12,064 (24.7)	12,489 (25.3)	12,791 (25.8)	13,084 (26.2)	13,271 (26.5)
総人口	47,196	48,216	48,844	49,274	49,597	49,837	50,027

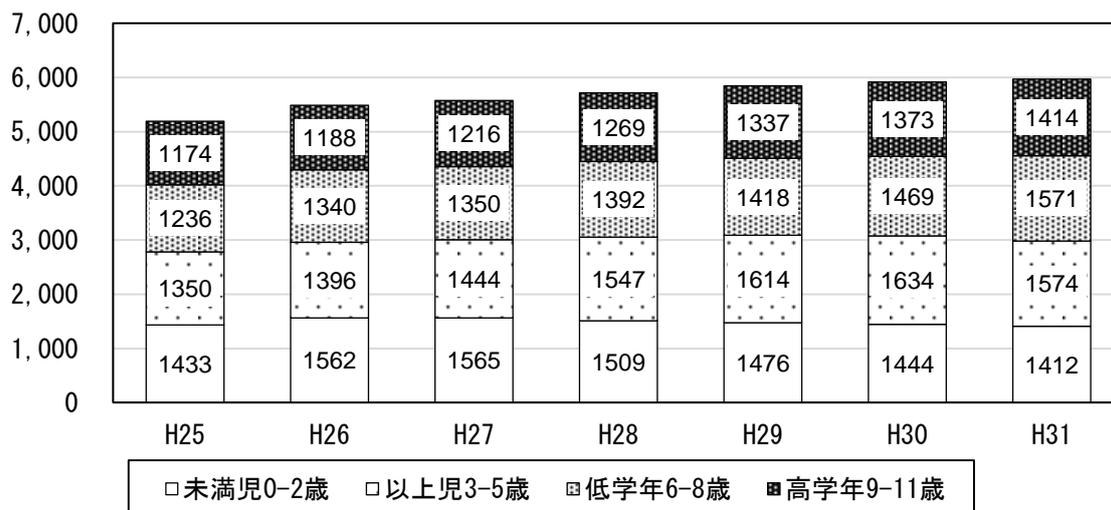
資料：市民窓口課・学校教育課

(2) 児童人口（就学前児童・小学生）

11歳までの就学前児童及び小学生児童の人口は、計画期間の初期の平成27年には5,575人となり、計画目標年の平成31年には5,971人となり、396人の増加となることが予想されます。

図表32 市の児童人口推計（各年4月1日現在）

（単位：人）



（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	518	492	489	479	470	460	449
1 歳	467	568	518	504	494	483	474
2 歳	448	502	558	526	512	501	489
3 歳	458	472	498	567	534	520	508
4 歳	446	476	471	503	571	537	523
5 歳	446	448	475	477	509	577	543
6 歳	431	466	459	475	478	510	577
7 歳	419	443	453	461	478	480	512
8 歳	386	431	438	456	462	479	482
9 歳	385	396	428	441	459	466	482
10 歳	396	399	394	429	444	460	467
11 歳	393	393	394	399	434	447	465
計	5,193	5,486	5,575	5,717	5,845	5,920	5,971

資料：市民窓口課・学校教育課

第4章 目指す子育て支援の方向

1 つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本市では、「つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画後期計画」において『子どもの笑顔が輝き 豊かな心を育むまち』をテーマに「共に育てる子育てサービスの充実したまち」「親と子どもが輝く健康づくりのまち」「親と子どもが学び環境の充実したまち」「個性と能力を活かし生活できるまち」「子どもが安全に安心して暮らせるまち」「要支援児へのきめ細やかな取り組み」の6つの基本目標を設定し、具体的な施策を推進してきました。

新しい子ども・子育て支援事業計画では、特に就学前の教育・保育施設の充実を図り、認定こども園法の一部改正や地域型保育給付の整備などによって提供される多様な子育て施設や環境が大きな役割を果たしていくこととなります。

この新たな子ども・子育て事業計画が策定される契機となった原因の一つに待機児童の問題があげられています。本市においても、近年、0歳児保育の利用希望は増加しています。幼稚園・保育所・認定こども園の充実はもちろん、地域型保育給付についても、関係機関と連携し、実施を検討するなど、安心して子どもを預けられる体制整備が必要となります。また、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、幼稚園、保育所などの子育て施設や市行政機関だけでなく、地域の事業所、各種団体等も含めたネットワークの構築も必要です。さらに、つくばみらい市で子どもを産み、育て、働いて生活していくために、産休・育休が取得しやすい職場環境づくりや長時間労働の是正など就労条件の整備を進めるとともに、父親の子育てや家事への参加や父親、母親双方の特性を生かした子育てを促し、子育て世帯の孤立化の防止やストレスの解消に努めることも大切です。

以上の観点を踏まえ、地域をあげて子育て世帯への支援を力強く推進するために、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」では、その基本理念を次のとおりとします。

基本理念 『 地域みんなで育てるつくばみらいの子

～うるおいとやすらぎの心を育むまち～ 』

2 計画の基本的な視点

基本理念に沿い、また前計画及び国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて、次に掲げる3点を本計画の具体化を進める上での「基本的な視点」とします。

(1) 子育て機能の多様化と強化

家庭と、家庭をとりまく地域や社会の変化を的確に把握し、拡大・多様化する子育てについてのニーズに子どもの幸せを第一として対応し、さらにその充実を図ります。

(2) 子育てのよろこびを享受できるまちづくり

様々な事情のためにきめ細かな社会的支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもが健やかに育まれることにより、子育てのよろこびが実感されるまちづくりを進めます。

(3) 母子保健・医療の充実

子育ての基本となる妊産婦や母子の健康増進につながる医療福祉等の制度の充実や仕事と子育ての無理のない両立のための雇用環境の改善・整備を促し、合わせて男女を問わず子育てに取り組む社会への機運を醸成します。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の基本目標を掲げます。

(Ⅰ) 新しい時代の教育・保育サービスの提供

従来の幼稚園や保育所がその機能を維持しながら施設型給付へと移行するのにあわせ、認定こども園への移行促進や、新たに地域型保育給付として「小規模保育」、「家庭的保育（保育ママ）」や「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」など新たな子育ての担い手整備に努め、多様な教育・保育サービスの提供に努めます。

(Ⅱ) 地域 みんなで子育てを支えるまちづくり

放課後子ども総合プラン事業や地域子育て支援拠点事業、病後児の保育など「地域子ども・子育て支援事業」のさらなる充実を図るため、幼稚園・保育所等の施設や市行政だけでなく、各種市民団体や組織、一般市民の参加を促しながら、子育てネットワークの強化を目指します。

(Ⅲ) 子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり

少子化を抑制するため、市民の妊娠・出産・子育てを促進・支援する社会環境づくりに努めます。

出産・育児を支えるため、医療・保健・福祉・教育・就労・公園等のまちづくりなど他方面からの事業を推進していきます。また、障がい児やひとり親家庭などへの支援を行う施策を継続していきます。

(Ⅳ) 地域と生活と職場の調和された環境づくり

子育て中の労働者が男女を問わず、子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場復帰の支援等、引き続きワークライフバランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。

4 計画の基本施策

基本理念，基本目標を実現するために，次の基本施策を掲げます。

(Ⅰ) 新しい時代の教育・保育サービスの提供

1 施設型給付体制への転換

既存の幼稚園，保育所から施設型給付体制への移行がスムーズに進むよう関係機関との連携を強化するとともに，アンケート調査から明らかとなった教育・保育量の確保を進めていきます。

- 教育・保育事業量及び施設の確保
- 給付体制の整備
- 教育・保育サービスの質の確保

2 地域型保育給付事業

関係機関との協力のなかで，地域型保育給付事業への参入等を促し，子育て家庭等にとって保育事業の選択の枠を広げていきます。

- 家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育の実施
- 事業所との連携（事業所内保育）

(Ⅱ) 地域のみんで子育てを支えるまちづくり

1 地域の子育て支援事業の充実

地域子育て支援センター事業など多様な子育て支援事業の充実及び創出に努めます。

- 子育て相談体制・情報提供の充実
- 地域子育て支援センターの整備
- 多様な保育サービスの提供（地域子育て支援拠点，病後児保育，ファミリー・サポート・センター等）
- 放課後子ども総合プラン事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の充実

2 交流・ネットワークの強化

市民の子育てサークルへの参加を進めるとともに，各種団体等の連携により地域の子育て体制の強化を図ります

- 地域のネットワークづくり
- 子ども同士，異年齢との交流の拡大
- 地域の子育て活動の支援

3 子育てをめぐる学びの場の確保

子育てを家庭を対象とした各種子育て講座と保健指導を充実します。幼児・児童の心身ともに健全な成長を促すための学びや体験の場の提供に努めます。

- 子どもの活動の場や機会の充実
- 児童の健全育成

(Ⅲ) 子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり

1 親と子どもの健康づくりの推進

妊娠・出産・発育の各時期における母親と子どもの健康づくりを支援します。

- 母子保健事業の充実
- 思春期保健対策の充実

2 食育の推進

子どもの生涯にわたる食生活習慣づくりのため食育事業を推進します。

- 食育の推進
- 学校給食

3 障がい児やひとり親家庭等への支援

障がい児やひとり親家庭支援や、虐待防止などの事業を引き続き実施し、すべての子どもと子育て家庭が安心してらせる体制を強化します。

- 障がいや発達の遅れが気になる児童への支援
- ひとり親家庭への支援
- 子どもの権利擁護と虐待防止

4 子どもや保護者に配慮した公共施設等の整備

妊婦や子育て中の親子の利用に配慮した公園、道路・歩道の整備や授乳室等の公共施設整備を進めるとともに、地域の安全対策を進めます。

- 公園、道路、歩道、授乳室等の整備
- バリアフリーのまち

5 安全・安心のまちづくり

乳幼児や家族を事故や災害、犯罪から守るまちづくりを進めます。

- 妊産婦・乳幼児の防災対策
- 事故・防犯対策

6 子育て家庭への経済的支援

手当等を必要とする家庭への支援を行います。

- 各種手当等の支給、支援。

(Ⅳ) 地域と生活と職場の調和された環境づくり

1 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての調和を目指すワークライフバランスの実現を目指します。

- ワークライフバランスの実現

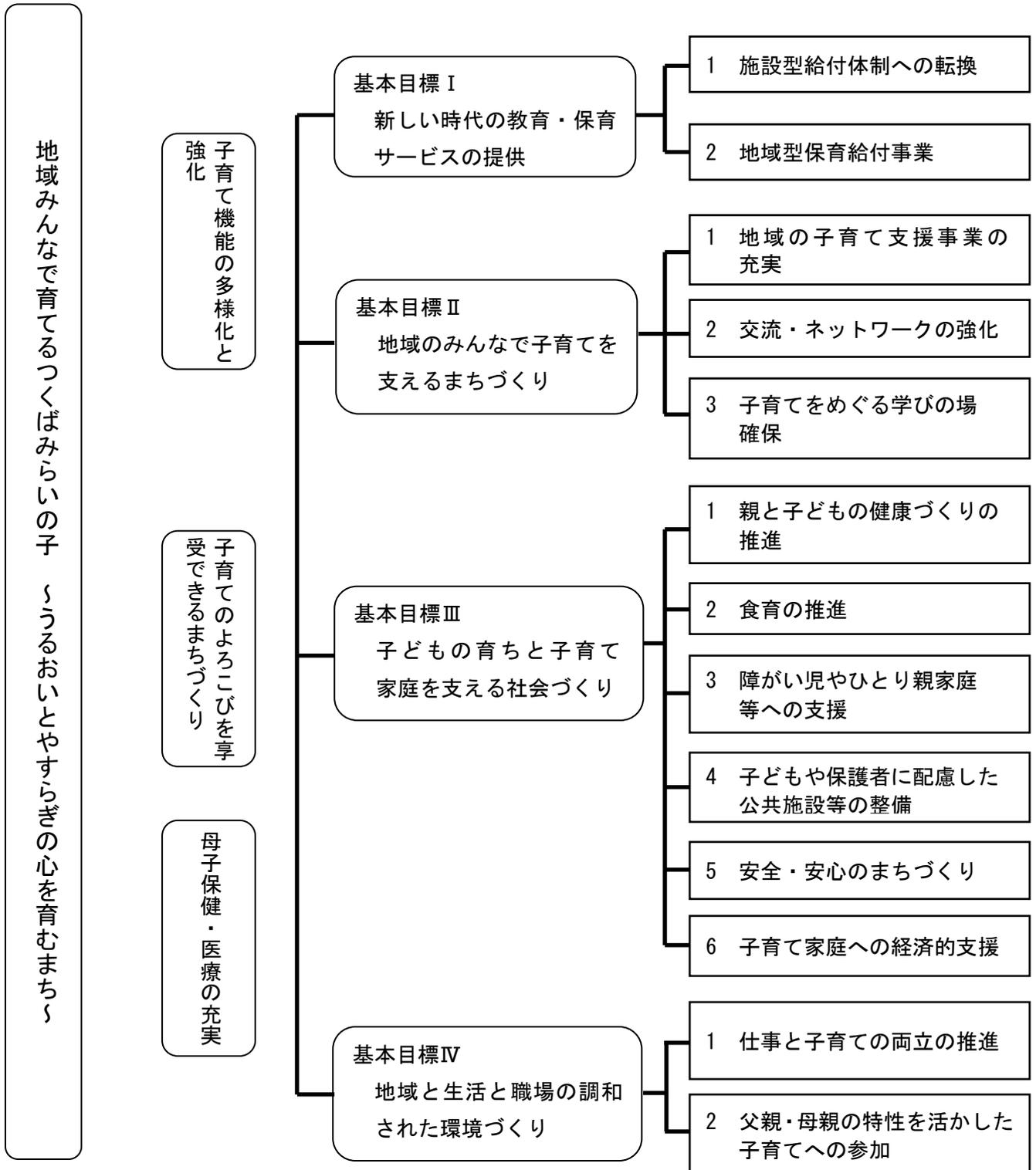
2 父親・母親の特性を活かした子育てへの参加

男女共同参画社会の視点から父親・母親の両者からの子育てへの参加を促します。

- 男女双方の子育てへの参加

5 施策の体系

《基本理念》 《基本的視点》 《基本目標》 《基本施策》



第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

基本目標Ⅰ 新しい時代の教育・保育サービスの提供

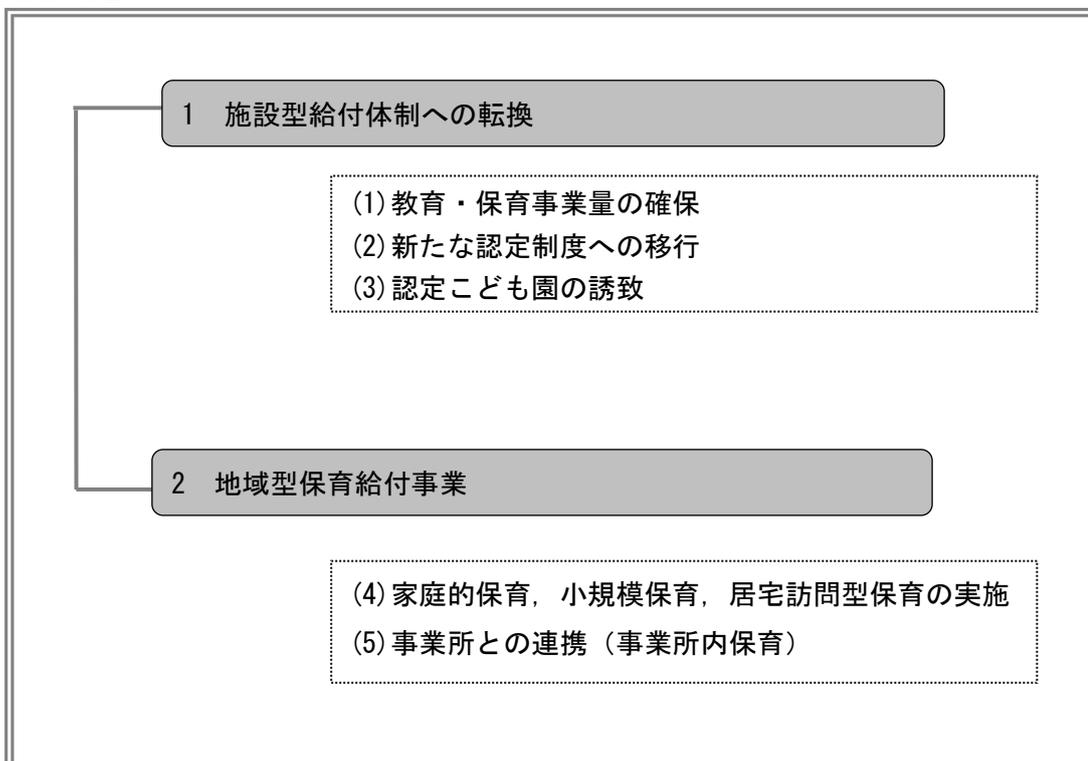
【現状と課題】

教育・保育サービスの利用希望者は、特に低年齢児を中心に毎年増える傾向にあります。こうしたなかで施設型給付体制へ転換することになり、既存の各幼稚園・保育所とも施設の改善、増設、教諭・保育士の確保など多くの課題に直面しています。

預ける側の保護者においても、保育の必要性の有無による第1号から第3号の区分に該当することについての認定申請など、新たな手続きも必要となります。

全国的に問題となっている待機児童の問題は、主に0歳児や1歳児の低年齢児保育の受け手の不足が原因の一つとなっており、地域型保育給付事業は、既存の家庭的保育や事業所内保育のほか、小規模保育など、こうした低年齢児保育の受け皿として、地域の特性を活かして実施する、新たに創設された制度です。専門職のほか、保育の経験者など、多様な保育の担い手を確保しながら、制度の普及を進めることが課題です。

【基本施策】



【施策の内容】

1 施設型給付体制への転換

市民の家庭の状況に応じた利用選択ができるよう、既存の幼稚園、保育所、認定こども園の新しい施設型給付体制への移行を円滑に進め、教育・保育サービスに対する必要ニーズ量に対応できる施設整備に努めます。

新しい制度について、広報紙やホームページなどにより、市民の理解を求めています。

【施策の具体的な取り組み】

施策		内容	担当課
(1)	教育・保育事業量の確保	<p>■事業所との関係により、市民の教育・保育に対する希望に対し、必要な事業量を供給します。 取り組み：必要量の確保、事業所への支援 目標等：対象児童の入所</p>	こども福祉課 学校教育課
		<p>□今後の方向性 市民アンケートを基にして作成されたワークシート等の結果から求められた必要事業量が確保されるよう、市民の利用希望や地域の実情や時代の要請等に対応できる体制整備を行います。</p>	
(2)	新たな認定制度への移行	<p>■各家庭の教育・保育の利用希望に応えるため、第1号から第3号の認定を行います。 取り組み：市民への働きかけ、制度の説明 目標等：対象児童の入所</p>	こども福祉課 学校教育課
		<p>□今後の方向性 新たな制度についての広報活動のほか、相談機能の強化により円滑な制度導入を図ります。</p>	
(3)	認定こども園の誘致	<p>■教育・保育のニーズに対応できるよう必要な施設の確保に努めます。 取り組み：事業所への働きかけと支援 目標等：対象児童の入所</p>	こども福祉課 学校教育課
		<p>□今後の方向性 教育ニーズと保育ニーズに柔軟に対応できるよう認定こども園の整備に対し整備支援を行います。</p>	

2 地域型保育給付事業

子育て家庭の実情にあわせた保育ができるよう、地域型保育給付事業についても事業所と連携してその実施を目指します。

新しい制度に基づく条例を制定し、各施設に対し、円滑な事業移行へ向けて積極的な広報活動のほか、市民に対しても広報紙やホームページなどにより新しい制度への理解を求めています。

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(4)	家庭的保育, 小規模保育, 居宅訪問型保育の実施	<p>■地域の特色ある保育の担い手の確保を図ります。 取り組み：事業所等への働きかけ, 事業への参加促進 目標等：対象児童の入所</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 地域における保育の担い手として家庭的保育事業, 小規模保育事業への参入を誘導するほか, 0歳から2歳までの乳幼児に対する居宅訪問型保育事業の実施について, 実施体制の構築を図ります。</p>	
(5)	事業所との連携(事業所内保育)	<p>■市内の事業所内保育を実施している事業所に対し, 支援を行います。 取り組み：事業所等への働きかけ, 支援 目標等：対象児童の入所</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 事業所内保育について地域の児童の受け入れを要請するとともに, そのための支援を行います。</p>	

基本目標Ⅱ 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

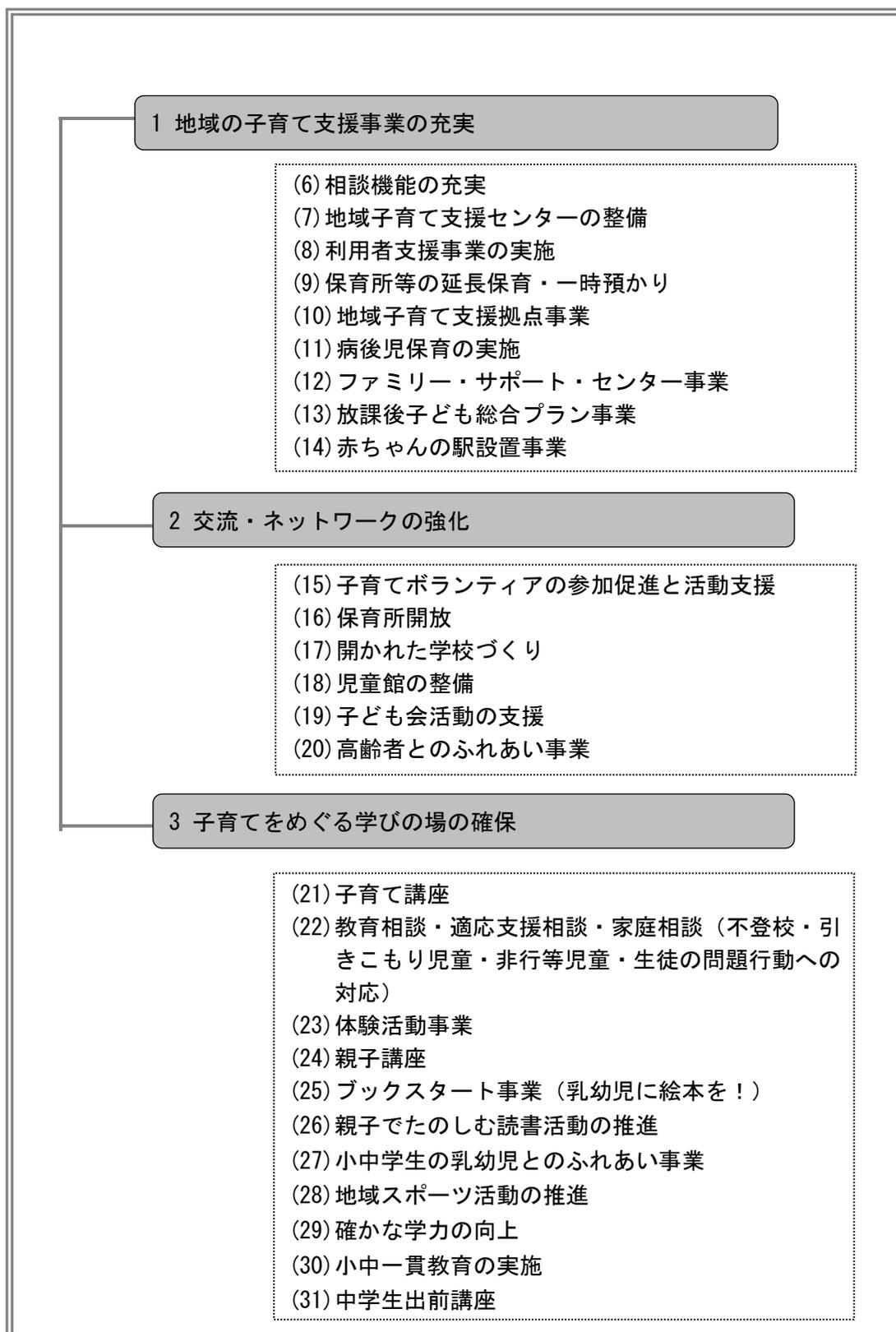
【現状と課題】

少子化や核家族化が進んだことにより、家庭はもちろん地域社会全体の子育て力が低下してきています。兄弟姉妹が少なくなることで、子育ての経験が浅く、しかもそれが伝わりにくい社会となっています。子育ての方法も世代が異なると変わってきており、昔の子育て経験が活かされない社会になりつつあります。

こうしたことから、以前からの幼稚園や保育所を中心とした施設型の定期的な保育等のサービスだけでなく、子育てを支援する各種事業が今までになく重要性を帯びてきています。地域子育て支援センターの整備を進めるとともに、多様なサービスについてもその充実を図ります。

また、地域のネットワークを活かし、地域全体で子育てを支える体制づくりを強化するほか、妊娠、出産、子育ての各時期に適切に対応した情報提供の充実にも努めます。

【基本施策】



【施策の内容】

1 地域の子育て支援事業の充実

子育て中の親子が地域からの孤立や不安を解消するため、地域子育て支援センターの整備を図り、相談体制・情報提供体制の強化に努めていきます。

また、一時保育、病後児保育事業や小学生を対象とする放課後子ども総合プラン事業等についてもより一層充実させていきます。

【施策の具体的な取り組み】

施策	内容	担当課
(6) 相談機能の充実	<p>■身近な場所で集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、相談機会の拡充に努めていきます。 取り組み：子育て相談の実施 目標等：相談機会の拡充</p> <p>□今後の方向性 子育て中は些細なことでも不安や悩みが多くなるので、安心して育児ができるように、気軽に相談できる場として、地域子育て支援拠点事業や健康増進課事業を利用してもらえるように、働きかけをしていきます。</p>	こども福祉課 健康増進課
(7) 地域子育て支援センターの整備	<p>■妊娠時期から出産・育児に係る子育て中の親子の方々が気軽に集い、楽しくふれあい、遊びやお話をしたり、友達になったりできる場を提供するとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、育児に対する情報提供など地域の子育て支援の核となる子育て支援センターの整備を図ります。 取り組み：相談機能の強化、利用者支援事業への取り組み 目標等：地域子育て支援センターの整備</p> <p>□今後の方向性 既存の子育て支援室は保育所等に併設された施設となっているため、新たに地域子育て支援センターの整備について検討し、整備します。また、既存の子育て支援室や子育て機関等との連携を強化し、地域の子育て支援のネットワークの構築を目指します。</p>	こども福祉課
(8) 利用者支援事業の実施	<p>■子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。 取り組み：利用者支援事業実施のための体制整備 目標等：利用者支援事業の実施</p> <p>□今後の方向性 利用者支援事業の先進事例を研究し、相談体制の整備など事業実施のための体制整備を進めます。</p>	こども福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(9)	保育所等の延長保育・一時預かり	<p>■延長保育については市民の要望も多く、延長保育の受入れ拡大に努めていきます。 また、保護者の方が「働いている」「働いていない」にかかわらず、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に預けることのできる保育所等の預かり保育サービスを充実していきます。 取り組み：保育所等の延長保育・一時預かりの拡充 目 標 等：市民ニーズへの対応</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 延長保育について、全ての保育所及び認定こども園において、引き続き実施していきます。一時預かりについても、保護者が「働いている」「働いていない」にかかわらず、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に預けることができるよう拡充していきます。</p>	
(10)	地域子育て支援拠点事業	<p>■乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、ふれあい遊びや友達になったりする場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などが気軽にできる地域子育て支援拠点事業を実施します。 取り組み：地域子育て支援拠点事業実施 目 標 等：出張ひろば型の設置検討</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 今後は市施設の活用や地域特性等を考慮し、常設の子育て支援室に加え、出張ひろば型の設置の検討を進め、事業の拡充を図っていきます。</p>	
(11)	病後児保育の実施	<p>■児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行います。 取り組み：病後児保育の実施 目 標 等：利用の促進</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 病後児保育の利用状況を考慮しながら、今後の事業の拡充を検討していきます。</p>	
(12)	ファミリー・サポート・センター事業	<p>■「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として、妊産婦または12歳までの子どもを有する保護者を対象に、児童の預かりや送迎等を行います。また、センター（組織化）として位置付けすることにより、相互援助活動に関する連絡・調整のための専従コーディネーターを配置して事業を実施することで、仕事と育児を両立できる環境を整備し、市民の子育て支援及び児童福祉の向上を図ります。 取り組み：ファミリー・サポート・センターの開設 目 標 等：会員組織の連携の組織化</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 拠点となるファミリー・サポート・センターを開設し、利用・協力会員の増大や事業内容の拡充を図るとともに、積極的な啓発に努めます。また、仕事と育児を両立する世代には必要な事業のため、需要への対応や質の向上を図ります。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策	内容	担当課
(13) 放課後子ども総合プラン事業	<p>■すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な環境づくりに努めます。</p> <p>取り組み：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携した実施・運営に際しての小学校等の余裕教室等の活用 放課後児童クラブの開級時間の延長に係る取り組みの推進</p> <p>目 標 等：均一で質の高いサービスの提供</p> <p>□今後の方向性 事業内容を進める具体的な方策として、平成26年度から放課後児童クラブの担当部局が教育委員会へ移り、窓口を一本化したことで放課後子ども教室との連携を図ります。</p> <p>また、同年度に放課後児童クラブと放課後子ども教室は事業運営を一部民間委託し、さらに平成27年度には市内すべての放課後児童クラブと放課後子ども教室を民間委託するため、民間のノウハウを活用し連携の強化を図ります。</p> <p>余裕教室等の活用については、学校と連携を図り進めていきます。</p> <p>放課後児童クラブの開級時間の延長は、通常の開所時間を午後6時までとし、希望に応じて午後7時まで行っているため、現状を維持しながら進めていきます。</p>	生涯学習課
(14) 赤ちゃんの駅設置事業	<p>■乳幼児を抱える保護者が外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を市公共施設を始め民間事業所に設置、「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を広く市民に周知するとともにさらなる設置を促すことにより、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる社会環境を整え、もって、子育てにやさしい街づくりを官民協働で推進します。</p> <p>取り組み：市施設への施設整備、民間施設への事業登録の協力</p> <p>目 標 等：官民協働の取り組みとして、社会全体で子育て支援する意識の醸成</p> <p>□今後の方向性 市施設については、順次、計画的に「赤ちゃんの駅」の設置を行っていきます。また、民間事業所への登録の協力に係る広報や募集活動、制度の管理等も進めていきます。</p>	こども福祉課

2 交流・ネットワークの強化

子育て家庭に対し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域で活動する団体・サークル間の情報交流や子育て支援機関との連携による子育てネットワークの拡充を進めます。また、市民の子育てサークル等への参加を促し、地域の子育て活動の場の確保や活動の支援に努めます。さらに子育てボランティアを育成したりその活動を支援するなど、地域における子育て活動の充実を図ります。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(15)	子育てボランティアへの参加促進と活動支援	<p>■育児や子育て経験者のボランティアへの参加により、ボランティア活動の促進を図ります。 取り組み：市民対象の講座等の開催 目標等：ボランティア活動の充実による子育て支援の強化</p>	社会福祉協議会
		<p>□今後の方向性 子育て経験のある人に育児・子育てボランティアへの参加を促し、子育て支援活動への参加支援を図ります。</p>	
(16)	保育所開放	<p>■地域と連携し、安全で安心できる開放のあり方を模索し、保育所の開放を推進していきます。 取り組み：安全・安心な場としての開放に向けての検討と開放事業の充実 目標等：開放施設の拡充</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 引き続き園庭開放等を実施し、育児不安の解消や、地域の交流に努めていきます。</p>	
(17)	開かれた学校づくり	<p>■幼稚園・保育所・学校と地域社会の連携の強化に努め、地域の人材や施設設備などを活用して学びの場の充実に努めていきます。また、学校の地域開放を進めていきます。 取り組み：地域交流事業の推進 目標等：随時実施</p>	学校教育課
		<p>□今後の方向性 市全体としての人材バンクの整備や幼稚園・保育所・小中学校が連携した地域人材の活用に取り組んでいきます。 人材バンクの必要性をはっきりさせ、広く人材を発掘して、市の人材バンク（人材マップ）を取りまとめ作成し、積極的に推進していきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(18)	児童館の整備	<p>■子ども同士や子育て中の親同士の交流の場となり、小中学生、高校生などの全ての子どもが学習や遊びのできる場となり、地域コミュニティーのさらなる充実を図るため、児童館の整備について検討していきます。</p> <p>取り組み：子どもの活動の場の充実 目標等：児童館の新設整備を検討</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>健全な子どもの育成のため、子どもたちが安心して健やかに過ごせる居場所をつくることを目的として、市の地域特性を考慮しながら、今後も児童館の新設整備を検討していきます。</p>	
(19)	子ども会活動の支援	<p>■各地域で結成されている子ども会が、子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢交流の場となるよう支援していきます。また、市内の子どもたちが一堂に会して交流できるような機会の創出に努めていきます。</p> <p>取り組み：子どもの自主活動への支援 目標等：市内の子どもが一堂に会する機会の創出</p>	社会福祉協議会
		<p>□今後の方向性</p> <p>単位子ども会の自主的活動の活性化を図り、その地区（自治会等）との連携を促進し、地区内の交流が活発になるよう支援を行います。</p>	
(20)	高齢者とのふれあい事業	<p>■地域または福祉施設等での定期的な高齢者との交流機会の創出や高年クラブとの交流など、様々な機会を活用して高齢者とのふれあいを推進していきます。</p> <p>取り組み：高齢者と保育所・幼稚園児や小・中学生との定期的な交流の推進 目標等：交流機会の拡充</p>	こども福祉課 学校教育課
		<p>□今後の方向性</p> <p>小中学生の福祉施設でのボランティア体験を呼びかけていきます。</p>	

3 子育てをめぐる学びの場の確保

子どもたちが心身ともに元気に成長できるよう、幼児期・学童期のそれぞれの時期に応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な学習体制を整備することにより、子どもの育成を図るとともに各家庭の子育て力の向上を図ります。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(21)	子育て講座	<p>■幼児を持つ父母を対象に、心豊かに子育てができるよう、幼児教育に精通している講師を招き子育てに関する講座を開催していきます。 取り組み：生涯学習としての講座開催 目標等：年間12回程度</p>	生涯学習課
		<p>□今後の方向性 参加する保育者を母親だけでなく父親・祖父母と広げていくために、開催日時等を検討していきます。保育者のニーズに応えられるような講座の内容を検討していきます。</p>	
(22)	教育相談・適応支援相談・家庭相談 (不登校・引きこもり児童・非行等児童・生徒の問題行動への対応)	<p>■非行やいじめ、不登校などの解消や予防のために、児童生徒本人、保護者を対象に適切な指導や相談活動などを充実させるとともに、地域での見守り活動の推進に努めていきます。 取り組み：ひきこもりやいじめ、不登校などの解消、非行の解消、その他子どもの問題行動の改善等、家庭教育の不安解消 目標等：早期発見・指導、相談機会の充実</p>	こども福祉課 学校教育課
		<p>□今後の方向性 教育支援センター及び適応支援教室において、教育相談機能と不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援機能の統合と充実を図ります。また、スクールカウンセラーを研修講師として活用し、市内教職員の資質向上に努めていきます。 問題行動がみられた場合は、児童・生徒の家庭を中心に訪問や相談を通し、支援活動を実施します。また、学校、民生委員、児童相談所等の関係所機関と連携を密にします。</p>	
(23)	体験活動事業	<p>■幼稚園・保育所の年長児の農業体験や、小中学生の職場体験、宿泊体験等の社会学習機会の充実に努めていきます。 取り組み：幼稚園・保育所・小中学校で体験事業の推進 目標等：随時実施</p>	学校教育課
		<p>□今後の方向性 地域の産業や生産物について体験学習を進めるとともに、事業所の開拓について学校教育課その他の課で支援していきます。 また、農業体験に関しては、作付け時の準備への保護者の参加を促進していきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(24)	親子講座	<p>■親子で共に参加し、共に学びながら子どもたちの健やかな成長と、子どもたちの自主性と自立力の養成に向けた「わくわく体験講座」などを開催していきます。</p> <p>取り組み：「わくわく体験講座」の拡充 目 標 等：参加しやすい講座の開催</p>	生涯学習課
		<p>□今後の方向性</p> <p>講座参加を希望する親（保護者）子を一人でも多く受け入れられるよう環境を整えるとともに、いろいろな体験ができる講座の内容を検討していきます。</p>	
(25)	ブックスタート事業 （乳幼児に絵本を！）	<p>■赤ちゃんとその保護者が、絵本を介してコミュニケーションをとることを応援する事業です。3～4か月児健診時の支援事業として、赤ちゃんとその保護者向けに、絵本の入ったブックスタートパックを手渡ししています。</p> <p>取り組み：3～4か月児健診時に、絵本の読み聞かせを実施してブックスタートパックを配布 目 標 等：幼い頃からの読書のきっかけづくり</p>	図書館
		<p>□今後の方向性</p> <p>3～4か月児健診時に来られなかった方へ、ブックスタートパックを手渡す方法を検討します。また、図書館まで足を運ぶことができない子どもたちの支援として、幼稚園・保育所などへ出向いておはなし会等を行うことを検討します。</p>	
(26)	親子でたのしむ読書活動の推進	<p>■子どもの頃の読書体験は、子どもの心を豊かに育み想像力を培う大切なものです。特に、親子で楽しむ読み聞かせの時間は、最高のコミュニケーションタイムであり、子どもの読書へのきっかけづくりとなっています。</p> <p>図書館では、読み聞かせや読書相談などを実施しています。また、ボランティアグループが、小学校への読み聞かせ訪問活動を行っています。</p> <p>取り組み：図書館や小学校での、読み聞かせや読書相談の実施 目 標 等：ボランティアの育成や親子読書の推進</p>	図書館
		<p>□今後の方向性</p> <p>協力者の確保及び育成に力を入れるため、読み聞かせボランティアの講習会の定期的な実施を検討します。また、図書館・ボランティア主催のおはなし会をそれぞれ月に1回ずつ行っていますが、本館だけでなく、分館でも行うことを検討します。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(27)	小中学生の乳幼児とのふれあい事業	<p>■赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会を持てる子どもが少なくなっているため、子育てボランティア、幼稚園、保育所、学校の連携により乳幼児とふれあえる機会と、自分より小さな子どもの世話をする機会を充実していきます。 取り組み：幼稚園・保育所と学校との連携による小中学生の体験学習機会の拡充 目標等：交流機会の拡充</p> <p>□今後の方向性 保育所では、引き続き職場体験を実施していきます。また、市内全中学校での実施を呼びかけるとともに、学校行事への招待など多様な交流活動を設けていきます。 小中学校と連携のための話し合いを持ち、年間計画として位置づけ推進していきます。</p>	こども福祉課 学校教育課
(28)	地域スポーツ活動の推進	<p>■スポーツ少年団活動などの支援を強化し、スポーツを通じて健康な体を養い、仲間づくりや自分の持つ能力の発揮などができるように努めていきます。また、多世代の市民がそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じた地域スポーツ活動を一緒にできるよう総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみらい」と連携を図りながら育成をめざしていきます。 取り組み：多世代が参加できるスポーツ機会の拡充 目標等：リーダー養成や「スポーツクラブみらい」との連携</p> <p>□今後の方向性 多様化するスポーツのニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみらい」が中心となり、市民への指導や事業の展開を図って行きます。市は総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみらい」の自主性を尊重し連携を図っていきます。</p>	生涯学習課
(29)	確かな学力の向上	<p>■基礎、基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考える力を育むために、主体的な学習態度と学び方を身に付けた児童生徒の育成と教職員の資質の向上を図り、指導内容の充実に努めます。 取り組み：小中一貫教育、TT指導、少人数指導の充実 目標等：子どもの学習意欲の向上と授業内容の改善・充実</p> <p>□今後の方向性 教育委員会の「いきいきプラン」のもと、各学校において学力向上を重点課題としています。学習生活指導の面で継続的・系統性のある教育を行うために、市から非常勤講師を4名、各中学校区に配置し、小中一貫教育の充実に努めています。また、県から加配教員を10名、市からTT非常勤講師を10名配置し、TT指導や少人数指導によるきめ細かな授業を行っています。 教員の授業力向上とともに、子どもが自ら学べるような学習指導の充実と小中の連携及び家庭との連携によるさらなる学習習慣の確立に努めていきます。</p>	学校教育課

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(30)	小中一貫教育の実施	<p>■各中学校区の実態に応じた目指す児童生徒像に向けて、小学校と中学校と学習・生活の連続性を図り、PTAをはじめ、学校・家庭・地域が一体となった教育環境作りを進めています。</p> <p>取り組み：小中学校を一体としてとらえ、学習や児童・生徒指導を一貫して行う教育の実施</p> <p>目標等：小中一貫教育により、豊かな心の育成や学力の向上</p>	学校教育課
		<p>□今後の方向性</p> <p>小学校、中学校単独では解決できない課題を解決するため、9年間の連続の中で、児童・生徒の健全育成を目指した一貫教育を実施します。</p>	
(31)	中学生出前講座	<p>■男女共同参画を推進していくには、一人でも多くの人に正しく理解してもらい、意識を持って行動してもらうことが大切です。その一環として、思考の柔軟な段階にある中学生を対象に、男女共同参画のあり方や取り組みを考える機会として、中学校に赴き講座を実施しています。</p> <p>取り組み：外での仕事も家の中での仕事（家事・育児・介護等）もどちらも大切なことの啓発</p> <p>目標等：生徒との交流機会の充実</p>	市民サポート課
		<p>□今後の方向性</p> <p>性別にとらわれない生き方や男女共同参画の必要性を若い年齢層に働きかけていきます。</p>	

基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり

【現状と課題】

子どもの健康で健全な成長のために、正しい知識の普及と経験が求められます。しかしながら近年は、子育て家庭の孤立化が進むなど、各家庭の子育て経験が低下していることから、地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりが求められています。

そのために出産時の全戸訪問や各種相談事業の充実、各種健診事業を中心とする母子保健事業のほか、食育事業等の推進による健康乳幼児の育成を進める必要があります。

また、障がい児やひとり親家庭への積極的な支援も必要です。

子どもたちをめぐる安心・安全なまちづくりのために、交通安全や防犯対策、さらには最近特に注目されている防災対策などにも注目して環境づくりを進めていきます。

【基本施策】

1 親と子どもの健康づくりの推進

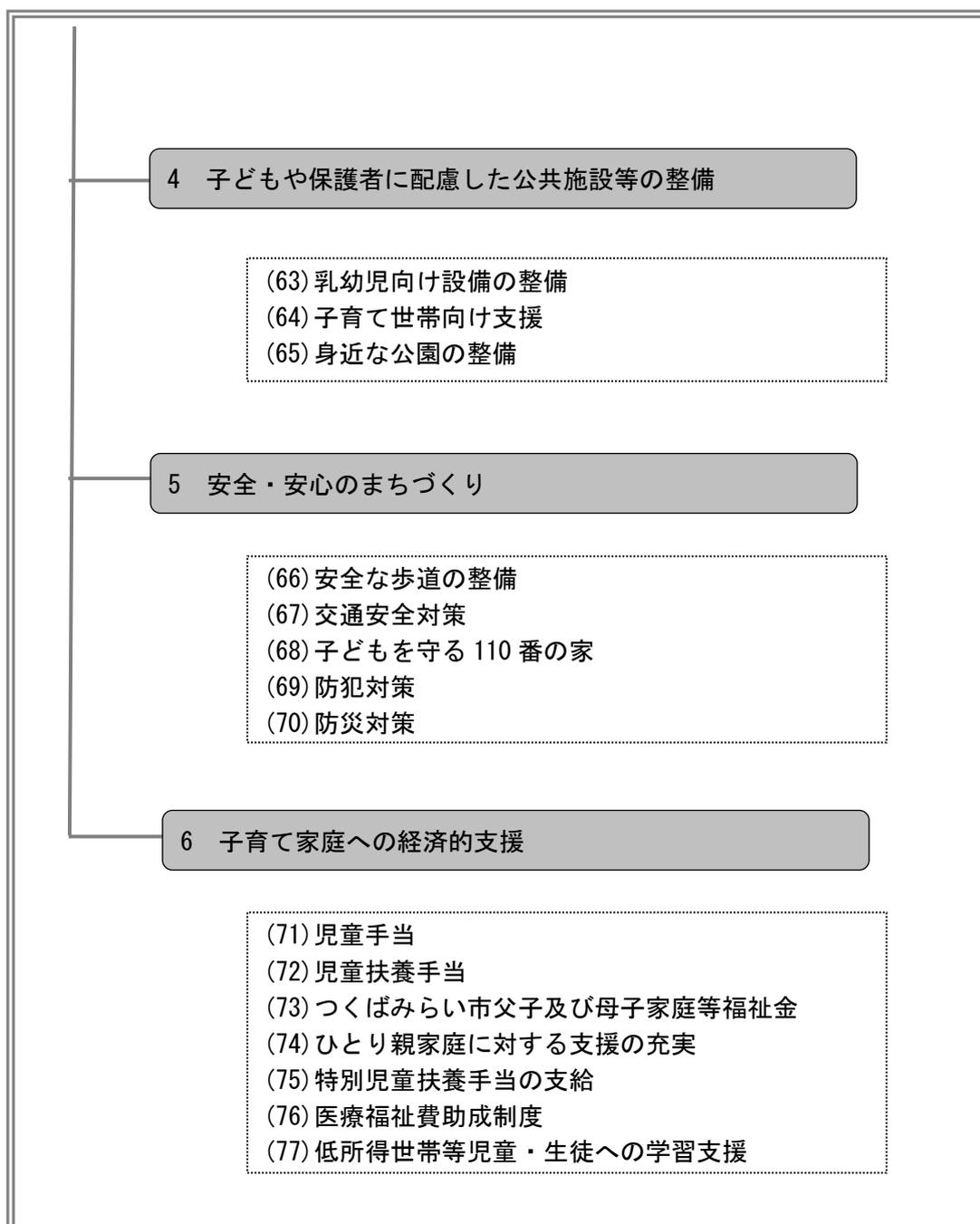
- (32) 不妊治療費の助成
- (33) 母子健康手帳の交付
- (34) 妊婦・乳児一般医療機関委託健診
- (35) パパママ教室
- (36) プレママ教室
- (37) ひよこ広場
- (38) 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業
- (39) 乳幼児健康診査
- (40) 養育支援訪問事業
- (41) 発達相談
- (42) キッズランド
- (43) 発達に心配のある幼児・児童への支援
- (44) 定期予防接種
- (45) 任意予防接種
- (46) 歯科健康診査
- (47) 地域医療関係機関との連携の充実
- (48) 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動
- (49) 有害環境排除運動
- (50) 携帯・ネットワークの利用啓発

2 食育の推進

- (51) 離乳食教室
- (52) 親子料理教室
- (53) 食生活改善推進員の養成・育成
- (54) 学校給食等

3 障がい児やひとり親家庭等への支援

- (55) 生活支援の充実
- (56) 障がい児保育
- (57) 特別支援教育
- (58) 障がいのある児童・生徒の地域活動支援
- (59) 障がい児の支援ネットワークづくり
- (60) ひとり親家庭への就労相談
- (61) ひとり親家庭への総合相談
- (62) 虐待相談事業



【施策の内容】

1 親と子どもの健康づくりの推進

妊娠・出産・育児の各段階における妊婦や子育て家庭への支援を進めるため、健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、健康や子育てサービス等に関する知識の普及や相談・指導を充実していきます。

【施策の具体的な取り組み】

施策		内容	担当課
(32)	不妊治療費の助成	<p>■高額な特定不妊治療（体外受精・顕微授精）による経済的負担の軽減を図ることを目的に、実施します。所得制限により、茨城県の不妊治療費助成事業の対象にならない方に対しても助成の対象とすることで、不妊に悩むより多くの方に対し助成を実施します。</p> <p>取り組み：治療費の助成 目 標 等：少子化対策</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 平成28年度に制度改正が予定されています。国の動向を踏まえ、市の実施体制を随時見直していきます。</p>	
(33)	母子健康手帳の交付	<p>■母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に母子健康手帳を交付し、妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長・発達のために健診又は保健指導についての記録を残し、保護者が子どもの健康・発育に充実感を持って子育てができるように、妊娠中から育児中においてきめ細かな援助・指導を行えるよう努めていきます。</p> <p>取り組み：母子健康手帳交付時の市の母子保健事業，育児支援事業に関する周知 目 標 等：対象者への的確な交付</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 母子健康手帳交付時に妊婦の心身の健康状態の把握を確実にし、今後の支援につなげていきます。</p>	
(34)	妊婦・乳児一般医療機関委託健診	<p>■妊婦・乳児に妊婦・乳児健康診査受診票を交付し、契約医療機関において、健康診査を実施し、異常の早期発見，早期治療を行っていきます。</p> <p>妊娠8，12，16，20，24，26，28，30，32，34，36，37，38，39週前後の妊婦，生後3～6か月，生後9～11か月の乳児に実施していきます。</p> <p>取り組み：異常・疾病の早期発見 目 標 等：受診率の向上</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 安全な出産のために妊婦及び胎児の健康管理は重要であるため，市民の経済的負担の軽減を図り，受診率の向上をめざしていきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(35)	パパママ教室	<p>■子育てについて夫婦で考えるきっかけ作りの場を提供するとともに、父性を養うお手伝いをしていきます。また、出産に向けて適切な知識を習得してもらうように努めていきます。</p> <p>取り組み：夫婦で子育てについて考える機会の充実</p> <p>目標等：父親の参加促進</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>出産準備として妊娠中から夫婦で子育てについて考える機会を提供し、父親の参加促進をしていくことで、出産後も、父親の子育てへの参加を促していきます。</p>	
(36)	プレママ教室	<p>■妊娠中の不安・悩みを軽減、解消するために適切な知識を習得してもらうように努めていきます。また、妊婦同士の交流を深め、友達作りのきっかけの場を提供していきます。</p> <p>取り組み：不安や悩みの解消機会の充実</p> <p>目標等：妊娠生活を健やかに送るための妊娠、出産の悩みの軽減につながる支援</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>妊娠・出産に必要な知識の習得や母子の健康管理の向上につなげるよう情報の提供、支援をしていきます。また、プレママ同士の情報交換や交流の場として充実した時間となるよう、働きかけをしていきます。</p>	
(37)	ひよこ広場	<p>■生後1か月から12か月の乳児と保護者に保健師と栄養士による育児・栄養相談を行い、育児に対する不安や負担を解消できるように実施しています。また、保護者同士の交流や情報交換もできる場も提供します。保護者に遊びの仕方を学んでもらうために、スキンシップの仕方や手遊び、絵本の読み聞かせ等を実施していきます。</p> <p>取り組み：乳児期の発達の確認、保護者の不安や悩みの解消</p> <p>目標等：乳児期の不安や悩みの解消</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>核家族化が進み、近所との付き合いが希薄になっている中、乳児のいる家庭が孤立することを防ぎ、乳児の成長に対する保護者の不安や負担を解消できる場を提供するとともに、子育てに役立つ情報の提供に努めます。また、地区のコミュニティセンター等を会場に事業を展開します。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(38)	新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	<p>■生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、異常の早期発見や新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞くことで育児不安を軽減し、自信を持って育児を行えるようにしていきます。</p> <p>取り組み：助産師、保健師による訪問 目標等：異常の早期発見、育児不安の軽減</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>乳児期の対象全員にアプローチし、乳児のいる家庭と地域社会をつなげる機会を作っていきます。また、支援が必要な家庭に対しては継続的な支援を行っていきます。</p>	
(39)	乳幼児健康診査	<p>■乳幼児の身体及び精神発達面の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行い、必要に応じて各関係機関との連絡調整を行うとともに、保護者に対して育児支援を行います。身体及び精神発達面の遅れ等を早期に発見し、早期に適切な支援を行うために健康診査受診率の向上に努めていきます。</p> <p>(3～4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診)</p> <p>取り組み：健康診査受診率の向上 目標等：身体及び精神発達面の遅れ等の早期発見・早期対応</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>身体及び精神発達面の遅れ等の早期発見だけでなく、育児の不安や負担のある保護者に対して適切な相談を受けられる機会として健康診査を実施していきます。また、未受診者の状況把握と受診勧奨を関係機関と連携しながら積極的に行っていきます。</p>	
(40)	養育支援訪問事業	<p>■出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭の相談・支援を行います。</p> <p>取り組み：保健師、母子・父子自立支援員、家庭相談員等による訪問 目標等：育児不安の軽減・虐待の恐れやそのリスクの軽減</p>	こども福祉課 健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業及び家庭相談員等による訪問で把握した支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行っていきます。</p>	
(41)	発達相談	<p>■精神発達面の遅れのある子どもを早期に発見して適切な指導をしていくことで、子どもの発育を促し、保護者の育児を支援していきます。</p> <p>取り組み：関係機関等との連携 目標等：幼児の発達支援</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>児童に応じた適切な指導を行うことで発達に応じた発育を促していきます。また、療育が必要となるケースについては、今後も臨床心理士・言語聴覚士と連携していきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(42)	キッズランド	<p>■精神発達面の遅れや親子関係に問題のある子どもを早期に発見し、集団での遊びを通して子どもの発達を促すとともに、親子関係をよりよいものにしていけるよう支援していきます。</p> <p>取り組み：遊びを通じた幼児の発達促進や親子関係改善の促進</p> <p>目 標 等：集団での遊びを通じた子どもの発達への支援</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>発達相談や療育事業の担当者と連携し、必要な支援につなげていきます。人口の増加に伴い対象児童も増加しており、参加者の年齢の幅も大きくなっていることから事業の拡大を図ります。</p>	
(43)	発達に心配のある幼児・児童への支援	<p>■発達にばらつきや遅れのある幼児・児童とその保護者に対し療育支援を行い、将来の自立に向けた支援の場を提供します。また、市内の幼稚園及び保育所、小学校を臨床心理士が巡回し、保育士、教諭から発達に関する相談を受けるとともに集団生活の中で発達の促進が円滑に進むよう、指導方法について助言します。</p> <p>取り組み：〈個別相談・指導〉 保護者からの発達に関する相談に対する、臨床発達心理士・言語聴覚士による、個々の発達状況に応じた助言や指導</p> <p>〈集団指導〉 指導員（保育士等）による、動作性の向上、身の自立、集団生活への適応を目指した、歌、楽器遊び、お絵かき、体操、水泳等の友達とかかわりあう小集団活動の実施</p> <p>〈巡回相談〉 発達臨床心理士による市内の幼稚園、保育所、小学校の訪問と、その際の保育士・教諭からの発達に関する相談の受付及び指導方法について助言</p> <p>目 標 等：自立に向けての継続的な支援</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>発達支援室を設立し、発達支援に関わる様々な機関と連携を図りながら、早期発見、早期支援、継続支援を確立できる体制を整えていきます。</p>	
(44)	定期予防接種	<p>■個人の疾病予防や、地域における感染症蔓延予防に向け、予防接種に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上に努めていきます。</p> <p>取り組み：予防接種の接種率アップに向けた活動推進</p> <p>目 標 等：接種率の向上</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性</p> <p>対象者が感染症や予防接種に関する正しい知識を持てるよう広報等を充実させていきます。また、予防接種法で定められた期間内に接種できるよう、未接種者に対し積極的に勧奨を行っていきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(45)	任意予防接種	<p>■定期予防接種以外の任意接種については、発症予防と疾病の重症化予防をするとともに、接種費用の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。 取り組み：予防接種の接種率アップに向けた活動推進 目標等：接種率の向上</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 感染症発生状況を踏まえ検討していきます。</p>	
(46)	歯科健康診査	<p>■1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診において、歯科健診を実施していきます。また、希望者に対しフッ素塗布を行うことでう歯予防に努めていきます。 取り組み：歯科健康診査受診率の向上活動の推進 目標等：う歯（虫歯）率の低下</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 年齢が高くなるにつれてう歯率は増加しているため、健康診査を通して保護者にう歯予防の重要性について周知し、保護者の意識の向上を図っていきます。</p>	
(47)	地域医療関係機関との連携の充実	<p>■親や子どもの健康の確保・増進に向けて地域医療機関との連携を充実していきます。また、乳幼児は診断や治療とともに、発育発達・育児・予防接種を含めた幅広い関わりが必要なので、かかりつけ医を持つことを奨励していきます。 取り組み：地域医療関係機関との連携強化の推進 目標等：かかりつけ医の奨励</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 かかりつけ医を持つことの必要性については、各健診時に保護者に周知していきます。</p>	
(48)	薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	<p>■青少年の非行に対する共通の理解と認識を深めてもらうために薬物乱用防止や喫煙防止を啓発するため、関係機関と連携して街頭キャンペーン・PRグッズの配布等を実施しています。 取り組み：薬物乱用防止に関する、関係機関と連携した街頭キャンペーン・PRグッズの配布等の実施 目標等：薬物乱用防止や喫煙防止に対する認識の深化</p>	生涯学習課
		<p>□今後の方向性 つくば保健所及び茨城県薬物乱用防止指導員協議会つくば地区協議会と連携して、啓発活動を行っていきます。また、みらい平駅前ロータリー及び小絹駅前ロータリーにおいての街頭キャンペーンを継続して実施していきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(49)	有害環境排除運動	<p>■有害図書については、青少年に有害な環境を排除するため、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進していきます。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。</p> <p>取り組み：有害環境排除に向け地域の協力体制の構築</p> <p>目標等：協力体制の構築</p>	生涯学習課
		<p>□今後の方向性</p> <p>今後も青少年にとっての有害な環境が排除できるように、関係店舗等の立入調査や「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を継続して実施していきます。</p>	
(50)	携帯・ネットワークの利用啓発	<p>■携帯電話の子育てアプリの画面を見せて、むずかる赤ちゃんをあやしたりする子守りは、乳幼児期の心身の発達に影響が懸念されることから、いかにメディアを上手に使うかを保護者に説明し、正しい子育ての情報の提供に努めます。また、携帯電話やSNSサービス等が児童・生徒のいじめを助長する事件が発生している中で、正しい使い方について、啓発活動を進めていきます。</p> <p>取り組み：子育て支援室、保育所等の育児相談時や乳幼児健診の際に正しい子育ての情報提供を行う。学校を通じたの利用指導の実施</p> <p>目標等：メディア・ネットに依存しない正しい子育て知識の普及。携帯電話やSNSサービス等の正しい利用方法の普及</p>	こども福祉課 健康増進課 学校教育課
		<p>□今後の方向性</p> <p>関係機関との連携により、メディア・ネットに依存しない正しい子育ての情報提供を行います。また、学校との連携により、携帯電話やSNSサービス等の利用方法について、啓発活動を行います。</p>	

2 食育の推進

乳幼児と子育て家庭の健康づくりのため、食育に関する学習や離乳食づくりなどを実施していきます。また、学校給食では地域の農家との連携により地産地消にも取り組むなど、安心・安全な食事の提供に取り組んでいきます。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(51)	離乳食教室	<p>■保護者に対し離乳食の作り方や食べさせ方など講話や試食を通じて指導し、離乳食に関する不安が解消できるよう努めていきます。 取り組み：個々に応じた離乳の具体的支援 目標等：健やかな子どもの発育，保護者の基本的な食習慣の啓発</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 今後は、3～4か月児健診のフォロー事業として、積極的に受講を促していきます。</p>	
(52)	親子料理教室	<p>■親と子が共に調理し、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を早期から身につけることを親子に知ってもらえるように、親子クッキング教室の充実に努めていきます。 取り組み：親子での食育体験 目標等：家庭での基本的な食習慣の向上</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 「つくばみらい市食育推進計画」（平成24年3月）では、家庭における食育を推進していくための行動目標に位置づけ、子育て支援，健康づくりの面からも推進していきます。</p>	
(53)	食生活改善推進員の養成・育成	<p>■食生活改善推進員は、地域の食育，食習慣改善の実践者であるため、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員の育成に努めていきます。 取り組み：研修会・実習の実施 目標等：食育推進ボランティアとしての自主的活動</p>	健康増進課
		<p>□今後の方向性 高まるニーズに対応し、円滑な活動を継続していくために、推進員の養成・育成・活動の支援に努めます。</p>	
(54)	学校給食等	<p>■子どもたちが、学校給食を通じて生涯にわたっての自己管理能力や基本的な生活習慣が育まれるよう幼稚園や学校との連携を図りながら、食育の推進に努めていきます。 取り組み：給食時における指導の充実 目標等：給食を通じた食の大切さへの意識や基本的な食生活習慣の育成</p>	給食センター
		<p>□今後の方向性 食に関する年間指導計画に基づき、給食訪問や協力授業を通して、子どもたちの食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現できるよう、食育の推進に努めていきます。また、食物アレルギーに関する情報提供に努めます。</p>	

3 障がい児やひとり親家庭等への支援

障がい児を抱える家庭やひとり親家庭等の支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を行います。

特に障がい児や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援に努めます。

また、子どもの権利擁護に努め、児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(55)	生活支援の充実	<p>■各サービス事業所との連携及び協力体制を強めるとともに、要支援児に係る関係部署との情報共有及び連携を密にすることにより、適切な支援が図れるよう努めます。</p> <p>取り組み：相談体制等の充実向上 目標等：相談機能のさらなる拡充</p>	社会福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の改正により、サービス利用の際に必要な特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成について、利用者及び各事業所への周知徹底を図ります。</p> <p>市障がい者支援協議会の活用、関係部署及び関係機関との連携をより一層深め、要支援児に対する適切な支援を図ります。</p>	
(56)	障がい児保育	<p>■保護者との連携の強化と保育士の確保、障がい児に対する研修等により保育士の資質の向上に努め、障がい児と障がいのない児童が共に生活する保育を推進していきます。</p> <p>取り組み：保護者との連携の強化と保育士の確保、資質の向上 目標等：各保育所での障がい児保育の充実</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>障がい児保育実施保育所に対し、加配補助等を検討するとともに、引き続き、集団生活の可能な子どもの受け入れを行っていきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(57)	特別支援教育	<p>■障がいの状況に応じた教育機会の均等化，障がいのない児童との交流等，きめ細かな教育を進めます。また，特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し，適切な対応に努めます。</p> <p>取り組み：保護者との連携の強化 目 標 等：各学校での障がい児・生徒への適切な教育の実施</p>	学校教育課
		<p>□今後の方向性</p> <p>未就学児の就学指導について，巡回相談員等を配置し，情報収集する必要があります。就学後も児童・生徒に対して巡回訪問を実施し，支援の継続を図ります。交流及び共同学習推進事業の周知を図ります。</p>	
(58)	障がいのある児童・生徒の地域活動支援	<p>■障がいのある子どもたちが，日中活動できる場を提供する事業所と連携をとり，障がいのある子及びその家族に対する支援をします。また，特別支援学校での会議等において，教諭又は保護者と意見交換をすることにより，福祉サービスの利用促進に努めます。</p> <p>取り組み：在宅サービスの充実や地域活動を支えていくよう意識啓発 目 標 等：関係機関の連携による活動機会の拡充</p>	社会福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>対象児童が適切な福祉サービスを受けられるよう，各事業所との連携を一層深め，かつ，保護者との信頼関係を築き，適切な支援を図ります。あわせて，地域活動支援のさらなる充実を目指し，市民全体から理解・協力を得られるよう意識啓発に努めます。</p>	
(59)	障がい児の支援ネットワークづくり	<p>■全ての市民は，障がいがある子もない子も隔てなく，ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念の理解と，障がい児を支援するネットワークの構築を推進していきます。障がいのある子の家族で組織する市内の団体，県内の関係団体及び県が実施する会議等に出席することにより，当市で必要とされる支援について情報収集又は情報提供を行います。また，ネットワーク構築の一端として，知的障がいや発達障がいのある子のいる家族を対象に，勉強会や交流会等を行い，親同士または市民団体との交流を図ります。</p> <p>取り組み：ノーマライゼーションの理念の理解の促進 目 標 等：支援ネットワークの構築</p>	社会福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>障がい児支援に関する情報を集約し，保護者へ案内・提供するとともに，市民全体の理解・協力が得られるよう，意識啓発に取り組みます。あわせて，市内各関係団体とのさらなる連携を深め，障がいのある子に対する支援ネットワークの機能が果たせる組織づくりに努めます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(60)	ひとり親家庭への就労相談	<p>■ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関係機関との連携の下、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実していきます。 取り組み：雇用情報の提供や相談事業の充実 目標等：窓口において随時相談</p> <p>□今後の方向性 求人情報案内をホームページ上や産業経済課内で、毎週更新して紹介していますが、今後は、今以上にハローワークやその他の関係機関と連携を図りながら、求人情報の周知を強化していきます。</p>	産業経済課
(61)	ひとり親家庭への総合相談	<p>■ひとり親家庭の離死別直後の精神安定を図るため、母子・父子寡婦福祉金の貸付制度や自立に向けた総合的な相談を行います。母子家庭及び父子家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立をし、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう援助し、家庭の福祉の増進を図ります。 取り組み：母子・父子自立支援員による要支援者との面談や、必要に応じての家庭訪問または電話相談等を通じた事情の把握促進 目標等：母子及び父子家庭の自立支援</p> <p>□今後の方向性 ひとり親家庭の健康で文化的な生活と安定に向けての総合的支援を行います。</p>	こども福祉課
(62)	虐待相談事業	<p>■平成18年度に家庭児童相談室を設置、平成20年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築し、関係機関との円滑な情報交換や連携・市の広報紙等で虐待防止啓発を行い、家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが育っていくよう、虐待についての相談、通報等、虐待防止相談体制の充実に努めていきます。 取り組み：虐待についての相談・通報、虐待防止広報、啓発活動等 目標等：虐待防止・相談機会の充実</p> <p>□今後の方向性 要保護児童対策地域協議会の開催やその後の連携等により、関係者が顔見知りになり、「本音」の連携を可能にしていきます。虐待防止広報、啓発活動の徹底を市民、関係機関すべてに広げていきます。</p>	こども福祉課

4 子どもや保護者に配慮した公共施設等の整備

近年、交通機関のバリアフリー化が進み、ベビーカーで外出する子育て家庭にとっては、改善が進んできています。アンケートでは公共施設について、道路環境の整備と公園の整備に対する希望がみられます。これら基盤整備は時間とお金がかかることから整備・改善に時間がかかりますが、計画的な整備により安全な環境づくりを進めていきます。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(63)	乳幼児向け設備の整備	<p>■庁舎及び公共施設にベビーベッドや小児用便器など、訪れる子育て世代の利用にあわせた小児用設備の整備を図ります。</p> <p>取り組み：庁舎及び公共施設における小児用設備の整備</p> <p>目標等：子育て世代の外出支援</p>	財政課 こども福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>庁舎及び公共施設において、小児用設備の整備を進めます。</p>	
(64)	子育て世帯向け支援	<p>■子育てしやすい住環境の確保に向けて、公営住宅の入居についての検討を進めていきます。</p> <p>取り組み：公営住宅の維持管理</p> <p>目標等：住まいを必要とする市民への住宅供給</p>	都市計画課
		<p>□今後の方向性</p> <p>市民からの情報や各住宅自治会の協力を得て、防犯対策に取り組みながら、老朽化の激しい住宅の維持・修繕を速やかに行い住環境の整備を行っていきます。</p>	
(65)	身近な公園の整備	<p>■子どもが安全に遊べるように既存公園の整備点検を進め、地域の日常的な憩いの場として、身近な公園の整備に努めていきます。そのために、専門業者による公園遊具の点検を毎年実施し、危険箇所があればすぐに補修や撤去を行っています。また、公園管理者も遊具の日常点検を適宜行い、細かな変化や劣化を見逃さないように努めています。</p> <p>取り組み：公園遊具の点検、危険箇所の改修</p> <p>目標等：市民の憩いの場の整備</p>	都市計画課
		<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、公園遊具の安全点検の強化を行い、安全に利用できる公園施設を維持していきます。また、地域活動の育成を行うために、今後は市民サービス向上の効果に重点を置き、子どもの教育の場として幅広い公園の利用方法に対応していきます。</p>	

5 安全・安心のまちづくり

子どもたちと子育て家庭が地域のなかで安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯対策を引き続き継続して実施していきます。また、防災対策についても、公共施設の耐震化を図り、安心できる環境づくりを推進するとともに、災害時の要支援者としての妊婦や乳幼児に対する避難対策などに取り組みます。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(66)	安全な歩道の整備	<p>■子どもたちを交通事故から守り、通行の安全を確保するため、道路の利用状況を把握し、実情にあった歩道を整備します。既存道路については、道路の安全で快適な運行、交通事故の防止を図るため、段差や勾配の緩和などを行い、路肩の拡幅やカラー舗装による歩道空間の確保、路面表示による自動車交通の抑制を行います。</p> <p>取り組み：子どもやベビーカー等に配慮した段差のない歩きやすい歩道の整備</p> <p>目標等：安全で快適な歩道整備の推進</p>	建設課
		<p>□今後の方向性</p> <p>平成25年度に地域の実情を把握するため、市・地域住民・警察・学校との協働により、つくばみらい市歩道整備計画を策定しています。その整備計画を基に交通事故抑止のための施策を実施します。</p>	
(67)	交通安全対策	<p>■幼児・児童の交通事故を防ぐため、警察署、交通安全協会、交通安全母の会やPTAが協働し、幼稚園・保育所・学校等で交通安全教室を開催するほか、交通安全街頭指導等の交通安全対策を進めています。</p> <p>また、交通安全施設や設備の整備など総合的な交通安全対策を進めています。</p> <p>取り組み：幼少期からの交通安全教育の推進と安全活動の推進</p> <p>目標等：交通安全意識の向上</p>	安心安全課
		<p>□今後の方向性</p> <p>幼稚園、保育所、学校等における交通安全教育を充実し、交通安全に対する意識を定着させるとともに、交通安全協会、交通安全母の会やPTA等の立哨及びパトロール活動、警察署による指導活動などを継続して実施します。</p> <p>交通安全施設や設備の整備を進め、安全な交通環境整備に努めます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(68)	子どもを守る 110番の家	<p>■地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、子ども安全協力の家の確保を進めていきます。市では、市教育委員会・市PTA連絡協議会・常総警察署の連名で看板を作成し、各学校で趣旨等を説明し、協力を得られる方に看板を配布しています。</p> <p>取り組み：子どもの安全確保に向け子どもを守る110番の家の確保</p> <p>目標等：地域との連携による安全対策の確立</p> <p>□今後の方向性 今後についても、子どもたちの安全を地域ぐるみで確保できるようご理解を頂きながら、事業を継続していきます。</p>	学校教育課
(69)	防犯対策	<p>■茨城県青少年育成協会の推進する「あいさつ・声かけ運動」への取り組みと、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つくばみらい市民会議及び市PTA連絡協議会、防犯協会等の各種団体の協力を得て、防犯体制を組織し、通学路などの校外パトロールなど、地域での安全対策や見守り活動を推進します。</p> <p>取り組み：防犯体制の強化と防犯灯の増設、市内パトロールの推進</p> <p>目標等：防犯灯の整備、防犯体制の組織化</p> <p>□今後の方向性 学校、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つくばみらい市民会議等の協力を得、不審者対策、子どもの非行を未然に防ぐなどの対策を強化するとともに、交番や駐在所の充実により警察との連携も含め、防犯対策の充実を図っていきます。</p>	安心安全課
(70)	防災対策	<p>■乳幼児を抱えた家庭が災害にも安心できるよう減災対策や防災対策を進めていきます。</p> <p>取り組み：災害時を想定した災害予防対策の推進</p> <p>目標等：安心できる体制づくり</p> <p>□今後の方向性 幼稚園、保育所、小学校等において防災訓練を行うなど災害に備えた対策を進めます。また、妊産婦、乳幼児の避難に関しては福祉避難所の指定を行っているので、広報紙等で広報活動を行い、周知を図ります。</p>	安心安全課 各施設管理者

6 子育て家庭への経済的支援

子育て中の家庭において、生活費の中で子育てにかかる費用の占める割合は高く、負担に感じている人が多くなっていることから、生活の安定と子どもの健やかな成長を促進するため、保護者に対する経済的支援の充実を図っていきます。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(71)	児童手当	<p>■児童手当制度について十分な周知を行い、支給対象者への適正・的確な手当支給に努めます。 取り組み：支給対象者への的確な支給 目標等：広報活動の推進</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 児童手当について引き続き広報紙・ホームページ等を用い、市内支給対象者へ情報を正確に伝えるとともに、出生・転出入等の際には手当申請の案内を行い、申請漏れ、受給漏れのないように努めていきます。</p>	
(72)	児童扶養手当	<p>■両親の離婚などによって父親または母親と生計を共にしていない児童(18歳の年度末まで)の親(ひとり親)あるいは親に代わってその児童を養育している方に対して、世帯の生活安定と自立促進、児童の健やかな成長のために、児童扶養手当を支給していきます。 取り組み：児童扶養手当の支給対象者への的確な支給 目標等：広報活動の推進</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 今後もひとり親世帯の数は増加していくと推測されるので、より一層の制度周知を図っていきます。また、制度改正に伴う公的年金給付等の受給者等への支給を図ります。</p>	
(73)	つくばみらい市父子及び母子家庭等福祉金	<p>■事故、疾病、その他の事由により両親を失った、または母子もしくは父子世帯となった家庭の義務教育修了前の児童を監護・養育する方に対し、児童一人につき月額1,500円の父子及び母子家庭等福祉金を支給していきます。 取り組み：支給対象者への的確な支給 目標等：広報活動の推進</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 今後もひとり親世帯の数は増加していくと推測されるので、より一層の制度周知を図っていきます。</p>	
(74)	ひとり親家庭に対する支援の充実	<p>■国・県の母子家庭及び父子家庭に対する支援措置の強化により母子父子福祉資金制度等、母子・父子家庭への支援を強化します。 取り組み：貸付対象者への的確な情報提供 目標等：広報活動の推進</p>	こども福祉課
		<p>□今後の方向性 父子福祉資金制度等の新しい制度の周知・普及を図り、必要とする家庭への貸付を行います。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策		内容	担当課
(75)	特別児童扶養手当の支給	<p>■精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。なお、定期的な障がい状況調査や所得状況調査等を行うことにより、受給者の確認を確実にし、的確な支援をします。</p> <p>取り組み：特別児童扶養手当の支給対象者への的確な支給</p> <p>目標等：対象者への的確な支給</p>	社会福祉課
		<p>□今後の方向性</p> <p>手当の的確な支給を行うため、支給対象者に対して、受給資格の確認を行い、また、広報紙への掲載をすることで、広く制度周知を行います。</p>	
(76)	医療福祉費助成制度	<p>■妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子などの医療受給対象者が健康保険を使って医療機関にかかった場合に、その医療費の一部を茨城県と市が助成を行います。</p> <p>市独自の助成としては、平成26年10月より県制度の小児マル福の対象年齢をさらに引き上げ、外来については中学生まで、入院については18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日まで拡大して行います。</p> <p>取り組み：子育て家庭への医療費の負担軽減</p> <p>目標等：対象者への的確な支給</p>	国保年金課
		<p>□今後の方向性</p> <p>現在実施している助成を継続しつつ、市民の必要性を把握し、支援の幅の拡大を検討していきます。</p>	
(77)	低所得世帯等児童・生徒への学習支援	<p>■生活保護世帯やひとり親世帯のうち、生活困窮等に起因して学習の機会を逸している児童・生徒（主に小学4年～中学3年）に対し、地域のボランティアを講師として、学びの場を提供することで、世帯の自立を側面的に支援します。</p> <p>取り組み：月1回（1回あたり概ね2時間程度）の学習支援</p> <p>目標等：対象者への的確な支援</p>	社会福祉課 こども福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
		<p>□今後の方向性</p> <p>平成27年度から市内1カ所で開催予定。検討課題を抽出し、平成28年度以降は実施箇所を増やすことを検討していきます。</p>	

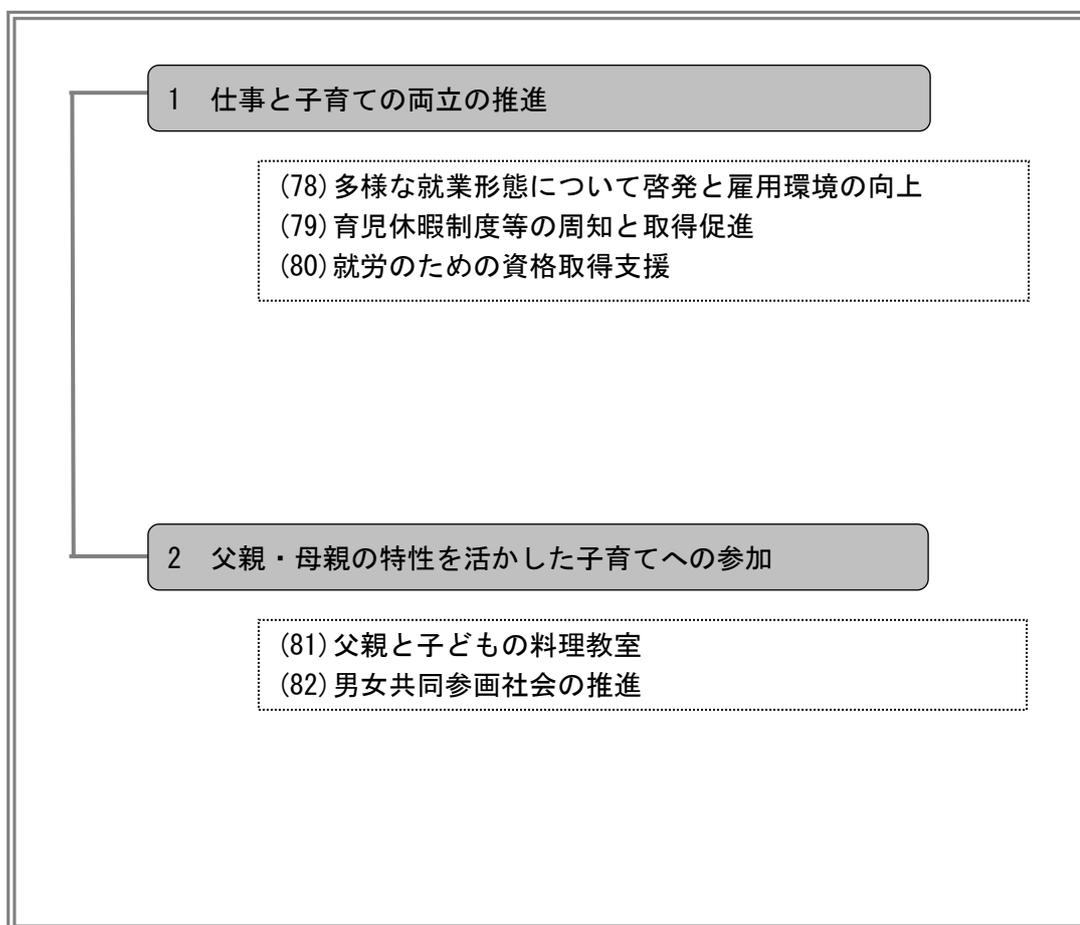
基本目標Ⅳ 地域と生活と職場の調和された環境づくり

【現状と課題】

仕事と子育てを両立できるために、産休・育休が取りやすい環境が求められます。また、出産・育児で仕事を中断した場合でも、再雇用できる環境づくりが必要です。この環境の整備には、企業に対する啓発や就労環境向上の促進など、積極的に企業への働きかけが必要です。

課題の一つとして父親の長時間労働と子育てを含む家事への参加があります。各種子育て講座等への参加を促すほか、各種イベントを開催するなど父親の育児・家事への関心を高めることが必要となっています。

【基本施策】



【施策の内容】

1 仕事と子育ての両立の推進

子育て家庭に、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知するとともに、市内各事業所との連携により、仕事と育児が両立できる労働環境の改善に努めていきます。

子育て中の親が再就職しやすい環境をつくるために、資格取得や給付金制度の利用の促進を図っていきます。

【施策の具体的な取り組み】

施策		内容	担当課
(78)	多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上	<p>■企業に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図っていきます。また、妊娠・出産期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入などについての啓発や環境整備に努めていきます。</p> <p>取り組み：事業所に対して、育児休業問題、労働条件に関する事項等の周知</p> <p>目標等：随時</p>	産業経済課
		<p>□今後の方向性</p> <p>国や県と連携して、企業に対して、育児休業や労働条件の問題を周知し、子育てを支援する多様な就業形態の啓発に努めていきます。</p>	
(79)	育児休暇制度等の周知と取得促進	<p>■関連機関と連携して、育児休暇制度等と取得促進に努めていきます。</p> <p>また、事業主次世代育成支援行動計画策定に向けた啓発と広報事業を実施していきます。</p> <p>取り組み：育児休業制度の周知と取得促進</p> <p>目標等：事業主次世代育成支援行動計画策定に向けた啓発と広報の実施</p>	産業経済課
		<p>□今後の方向性</p> <p>育児休業の取得促進について、広報紙及び市ホームページ等により啓発するとともに、男女共同参画社会の推進の中で十分な周知を図っていきます。</p>	
(80)	就労のための資格取得支援	<p>■再就職のための技能・技術を身につけたい人への講習等支援事業の情報提供や、国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等に努めていきます。</p> <p>取り組み：講習等支援事業の情報提供と、教育訓練給付金制度の利用促進</p> <p>目標等：利用促進に向けた広報活動の推進</p>	産業経済課
		<p>□今後の方向性</p> <p>政府が推し進めている雇用対策を実施していくほか、スキルアップを目的とした講習会などの情報提供を推進していきます。</p>	

第5章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

2 父親・母親の特性を活かした子育てへの参加

男性・女性のそれぞれの特性を活かして、両者からの子育てへの参加を促します。

[施策の具体的な取り組み]

施策		内容	担当課
(81)	父親と子どもの料理教室	<p>■「父親と子どもの料理教室」の実施により、父親の子育て参画やワークライフバランス（仕事と家庭の調和）について考えてもらう機会を作ります。 取り組み：料理教室の実施による、ワークライフバランスについての意識の啓発 目 標 等：仕事も家事も同様に大切であることへの理解の深化</p>	市民サポート課
		<p>□今後の方向性 ワークライフバランスに対する理解を得て、父親の家事や子育てを促進する事業を継続して行います。</p>	
(82)	男女共同参画社会の推進	<p>■仕事・家庭・地域など様々な分野において男女がその人の個性と能力を發揮し、共に活動できる男女共同参画社会の実現に向けて、継続的な啓発事業に取り組んでいきます。また、広報紙等により市民が正しい理解を深めるよう男女共同参画の必要性を周知していきます。 取り組み：行政等の設置する審議会、委員会への女性委員登用の拡充 目 標 等：女性委員就任率の向上</p>	市民サポート課
		<p>□今後の方向性 男女共同参画意識の理解の推進のため、標語募集等の啓発事業を実施するとともに、広報紙やホームページ等を活用し、市民が男女共同参画について、正しく理解できるよう周知していきます。また、各審議会等の委員を選任する際、男女の割合を考慮することを徹底していきます。</p>	

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

1 量の見込みの算出について

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、今後5年間の各サービスの事業量の見通しとその確保策について検討しています。

< 量の見込みの基本的な考え方 >

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 算出の手順

①アンケートの実施と人口の推計

市では将来のニーズ量（事業量の見込み）を算出するために、その基礎となる市民アンケートを、平成25年11月に実施しています。また、人口の推計を行い、0歳から11歳までの各年齢の将来人口を求めています。

②ワークシートによるニーズ量の算出

アンケート結果と人口推計結果をもとに、国から示されたワークシートにより、「量の見込み」を算出します。この「量の見込み」は、国の計算式による理論値で、全国一律の計算式によって求められます。

③市による目標事業量の調整

ワークシートで求めた「量の見込み」は、計算値であり、必ずしも市の実際のサービス利用の実態とは一致しません。そのため、各市町村において調整を行い、目標値として「目標事業量」を定めます。

本市においても、アンケートの結果や実際の事業量、さらには今後の設備等の整備予定等を総合的に判断し、「目標事業量」を定めています。

(2) ニーズ量の算出方法

国から示されている「量の見込み」の算出に係る計算式は次のとおりです。

① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）※1」＝「家庭類型別児童数（人）」

※1 潜在家庭類型（割合）

アンケート調査から分かる現在の家庭類型別の児童数の割合に、今後の就労希望の回答状況を加味することで算出される家庭類型別の児童数の割合。

② 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)※2」＝「量の見込み(人)」

※2 利用意向率(割合)

各事業に対する設問で、利用意向を示す回答をした者の割合。(各事業により異なる)

2 家庭類型の定義について

アンケート調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。なお、「量の見込み」の算出にあたっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を基本として行うこととされています。

図表33 家庭類型の種類

		母親		パートタイム就労			未就労
				フルタイム就労	120時間以上	120時間未満 64時間以上	
父親		フルタイム就労	タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パート タイム 就労	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE'		
	120時間未満 64時間以上	タイプC'					
	64時間未満						
未就労			タイプD			タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

タイプA	: ひとり親家庭(母子または父子家庭) ※ タイプAは、就労の形態にかかわらず「保育の必要性あり」に分類されます。
タイプB	: フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	: フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+月64~120時間)
タイプC'	: フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月64時間未満)
タイプD	: 専業主婦(夫)家庭
タイプE	: パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+月64~120時間)
タイプE'	: パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月64時間未満)
タイプF	: 無業の家庭(両親とも無職の家庭)

3 教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表34 教育・保育認定

認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり ※教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

1号認定こども・・・満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども

(保育を必要としない子ども)

2号認定こども・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(保育を必要とする子ども)

3号認定こども・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(保育を必要とする子ども)

教育標準時間・・・1日4時間の幼児教育

保育標準時間・・・1日最大11時間の保育。主にフルタイムの就労を想定

保育短時間・・・1日最大8時間の保育。主にパートタイムの就労を想定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1ヶ月あたり64時間としています。

4 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図るとしています。

また、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、身近な保育の場を確保するとしています。

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号～3号認定の受け入れ施設）として市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、3号認定の受け入れ先として市の確認を受ける地域型保育事業を特定地域型保育事業といい、それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

図表35 教育・保育認定

施設		子の年齢	保育の必要性
教育・保育施設	認定こども園	0～5歳	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設。
	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭での保育のできない保護者に代わって保育する施設。
地域型保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業。
	小規模保育	0～2歳	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業。
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育	0～2歳	障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業。

5 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

(2) 区域の設定

上記の考え方をふまえて、需要と供給の調整がしやすく、確保方策の幅が広がること、利用者の選択範囲が広がることから、市内全域を1区域として設定することとします。

6 全国共通で「量の見込み」を算出する事業について

全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに、施設型給付及び地域型保育給付事業と子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業の11事業について、「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

図表36 量の見込みを算出する地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業	
1	地域子育て支援拠点事業
2	時間外保育事業
3	一時預かり事業 ・ 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり ・ その他の一時預かり
4	病児・病後児保育事業
5	子育て援助活動支援事業
6	利用者支援事業
7	子育て短期支援事業
8	乳児家庭全戸訪問事業
9	養育支援訪問事業
10	妊婦健康診査事業
11	放課後児童健全育成事業

7 施設型給付・地域型保育給付の量の見込みと確保策

【事業の概要】

施設型給付事業は定期的にご利用する教育及び保育事業で、具体的には幼稚園、保育所、認定こども園が対象となります。また、新設された地域型保育給付事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が対象となります。

【目標事業量】

幼稚園、保育所、認定こども園の目標事業量は、量の見込みと過去の利用実績から求めています。

計画最終年度の平成31年度は、1号認定の利用者数は803人、2号認定の利用者数は756人、3号認定の0歳から2歳までの利用者数は531人となることが見込まれます。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

[事業量の確保策]

教育・保育のニーズの高まりに対し、保育所、認定こども園の整備も行われています。本計画策定にあたり、整備量と需要の伸びとを勘案し、認定こども園の誘致を進めています。市民の教育・保育ニーズに応えるため、必要量を確保します。

なお、2号認定の教育ニーズについては、1号認定への振り替えで対応が可能となります。

図表 37 幼稚園・認定こども園（1号認定）

(単位：人)

	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者推計総数 (目標事業量：A+B-C)		884	910	913	923	893
1号認定(A)		794	820	823	833	803
市外受託(B)		230	230	230	230	230
市外委託(C)		140	140	140	140	140
②確保提供総数	1,000	995	1,043	1,043	1,043	1,043
②-①	-	111	133	130	120	150

※「1号認定(A)」は「学校教育を希望する本市の3歳～5歳の子ども」、「市外受託(B)」は「本市の幼稚園等において学校教育を希望する他市町村の3歳～5歳の子ども」、「市外委託(C)」は「他市町村の幼稚園等において学校教育を希望する本市の3歳～5歳の子ども」を意味します。

図表 38 保育所・認定こども園（2号認定）

(単位：人)

	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者推計総数 (目標事業量)		635	712	775	784	756
②確保提供総数	457	708	795	795	795	795
②-①	-	73	83	20	11	39

※ 2号認定のうち学校教育を希望する者については、1号認定の確保方策に含めることとしており、2号認定は保育ニーズのみを見込んでいます。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

図表 39 保育所・認定こども園等（3号認定）

（単位：人）

	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者推計総数 (目標事業量)		527	537	556	543	531
0歳		118	125	133	130	127
1・2歳		409	412	423	413	404
②確保提供総数(A+B)	253	526	609	609	609	609
3号認定 (保育所・ 認定こども園)	計(A)		492	575	575	575
	0歳		128	155	155	155
	1・2歳		364	420	420	420
3号認定 (家庭的保 育・小規模 保育等)	計(B)		34	34	34	34
	0歳		11	11	11	11
	1・2歳		23	23	23	23
②-①	—	△1	72	53	66	78
0歳	—	21	41	33	36	39
1・2歳	—	△22	31	20	30	39

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」（平成27年度～平成31年度まで）は以下のとおりです。

(1) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【目標事業量】

地域子育て支援拠点事業の目標事業量は、量の見込みをもとに過去の利用実績から求めています。平成31年度には、年間29,608人の利用を見込みます。

【事業量の確保策】

平成28年度までに8か所で事業を開始し、利用希望に対応します。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

図表 40 地域子育て支援拠点事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人回		32,816	31,640	30,944	30,272	29,608
②確保方策	人回	4,034	24,000	31,640	30,944	30,272	29,608
	か所	2	6	8	8	8	8
②-①		-	△8,816	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

[事業の概要]

時間外保育事業は、現在、延長保育事業として利用されています。保護者の就労形態の多様化に対応して保育時間を延長する事業です。

[目標事業量]

時間外保育事業の目標事業量は、量の見込みから求めています。平成31年度には、年間492人の利用を見込みます。

[事業量の確保策]

時間外保育（延長保育）については、市内各保育所等の協力を得て、平成28年度までに21か所での事業実施を図り、利用希望に対応します。

図表 41 時間外保育事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人		496	503	509	507	492
②確保方策	人	216	496	503	509	507	492
	か所	9	19	21	21	21	21
②-①		-	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業（預かり保育）

[事業の概要]

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間の時間に、保育所、認定こども園、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業をいいます。従来の幼稚園の一時預かり保育を基本としており、新たな一時預かり事業として対象施設が拡大されています。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

① 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

[目標事業量]

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かりの目標事業量は、量の見込みをもとに、過去の利用実績や子どもをみてもらえる親族の状況に関するアンケート結果を踏まえて求めています。

[事業量の確保策]

認定こども園の一時預かりで、利用希望に対応します。

図表 42 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

		単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	1号認定	人日		667	715	746	755	728
	2号認定	人日		3,542	3,795	3,959	4,008	3,861
②確保方策		人日	1,869	4,209	4,510	4,705	4,763	4,589
		か所	2	3	5	5	5	5
②-①			-	0	0	0	0	0

② その他の一時預かり(ファミリー・サポート・センター、保育所等)

[目標事業量]

その他の一時預かりの目標事業量は、量の見込みをもとに、過去の利用実績や子どもをみてもらえる親族の状況に関するアンケート結果を踏まえて求めています。平成31年度の利用は保育所等の利用を3,603人、ファミリー・サポート・センターの利用を237人見込みます。

[事業量の確保策]

その他の一時預かりについては、受け入れ場所を平成28年度に11か所整備します。保育所等での預かり保育を主として、利用希望に対応します。

図表 43 保育所等を利用した一時預かり事業

		単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量		人日		3,935	3,989	4,030	4,012	3,893
②確保方策	保育所等の 一時預かり	人日	1,281	3,740	3,784	3,815	3,786	3,656
		か所	3	9	11	11	11	11
	ファミリー・サポ- ト・センター	人日	186	195	205	215	226	237
②-①			-	0	0	0	0	0

※ 平成25年度のファミリー・サポート・センターの値は子育てサポーターの実績値です。

(4) 病後児保育事業

[事業の概要]

病後児保育とは、児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所に付設された専用スペース等において保育を行うサービスです。

[目標事業量]

病後児保育事業における目標事業量は、量の見込みをもとに、子どもを見てもらえる親族の状況に関するアンケート結果を踏まえて求めています。平成31年度には763人の利用を見込みます。

[事業量の確保策]

病後児保育事業は平成27年度より2か所で実施し、利用希望に対応します。

図表44 病後児保育事業

		単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
①	目標事業量	人日		769	781	790	787	763	
②	確保 方策	病後児 保育事業	人日	0	769	781	790	787	763
			か所	0	2	2	2	2	2
②-①			-	0	0	0	0	0	

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児）

[事業の概要]

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[目標事業量]

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のうち就学児童に対するサービスの目標事業量は、過去の利用実績から求めています。平成31年度の目標量は51人の利用を見込みます。

[事業量の確保策]

平成26年度までは、子育てサポーター事業として実施していましたが、平成27年度からファミリー・サポート・センターを設立し、利用会員・協力会員の拡大を図り、連携強化に努めます。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

図表45 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児）

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人日		43	45	47	49	51
②確保方策	人日	41	43	45	47	49	51
	か所	1	1	1	1	1	1
②-①		-	0	0	0	0	0

※ 平成25年度のファミリー・サポート・センターの値は子育てサポーターの実績値です。

(6) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

[目標事業量]

利用者支援事業における目標事業量は、平成31年度までに2か所の設置を目指します。

[事業量の確保策]

利用者の利便性等を考慮して、公共施設等に利用者支援相談窓口の設置を検討し、さらに必要とされる人材の育成・確保に努めながら、利用希望に対応します。

図表46 利用者支援事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	か所		0	0	1	1	2
②確保方策	か所	0	0	0	1	1	2
②-①		-	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

子育て短期支援事業は、児童の保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、看護、災害、事故、出張等の理由により、お子さんの養育が一時的に困難になり、他に養育する方がいないお子さんをお預かりする事業です。

第6章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

【目標事業量】

子育て短期支援事業（ショートステイ）における目標事業量は、過去の利用実績から求めています。平成31年度の事業量は12人を見込みます。

【事業量の確保策】

子育て短期支援事業は委託している市外の2か所の施設で実施し、利用希望に対応します。

図表47 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人日		8	9	10	11	12
②確保方策	人日	7	8	9	10	11	12
	か所	2	2	2	2	2	2
②-①		-	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【目標事業量】

乳児家庭全戸訪問事業における目標事業量は、人口推計による0歳児の数であり、その年に出産するすべての乳児を対象としています。平成31年度は449人を見込みます。

【事業量の確保策】

乳児家庭全戸訪問事業は、市保健師及び委託した助産師で、対象者宅の訪問を行います。

図表48 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人		489	479	470	460	449
②確保方策	人	424	489	479	470	460	449
②-①		-	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭の相談・支援を行います。

[目標事業量]

養育支援訪問事業等における目標事業量は、過去の利用実績を踏まえ、平成31年度には13人を見込みます。

[事業量の確保策]

乳児家庭全戸訪問事業等により支援を必要とする家庭を把握し、必要とされる支援の内容により、母子自立支援員・家庭相談員が訪問を行い、利用希望に対応します。

図表49 養育支援訪問事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人		5	7	9	11	13
②確保方策	人	5	5	7	9	11	13
②-①		-	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査事業

[事業の概要]

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[目標事業量]

妊婦健康診査事業の各年度の目標事業量は、人口推計から各年度の出産数（0歳児数）を対象者（全数）とします。平成31年度には、449人の利用を見込みます。

[事業量の確保策]

母子健康手帳交付時に対象者に受診券を配布し、妊婦健康診査の受診を促します。

図表50 妊婦健康診査事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①目標事業量	人		489	479	470	460	449
②確保方策	人	513	489	479	470	460	449
②-①		-	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

[事業の概要]

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、本市においては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室を放課後子ども総合プラン事業として、一体的に実施します。

[目標事業量]

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目標事業量は、量の見込みから求めています。平成31年度には、市内9か所で実施し、放課後児童クラブの利用者数（登録者数）は517人を見込みます。

また、放課後子ども教室は、12か所で実施し、このうち9か所は放課後児童健全育成事業と一体的な実施を見込みます。

[事業量の確保策]

利用児童の増加に対応するため、余裕教室や公共施設等の利用を含め、整備の検討を行います。また、1クラブ当たりの人数を適正規模で編成し、指導員の適正配置を進めるなど実施体制の充実を図ります。

図表51 放課後児童健全育成事業

	単位	25年度 (実績値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
①目標事業量	人		444	460	476	491	517	
②確保 方策	放課後児童ク ラブ人数	人	342	444	460	476	491	517
	小学1～3年	人		248	256	261	270	289
	小学4～6年	人		196	204	215	221	228
②-①	人	-	0	0	0	0	0	

第7章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、本計画の「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざしていきます。

2 市民との協働

(1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と市の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページやダイジェスト版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

第7章 計画の推進体制

3 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況などを把握、点検し、PDCAサイクル※を確実にを行い、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。